

第4期 毛呂山町教育振興基本計画

— みんなで育てよう毛呂山の未来！ —

令和8年度～令和12年度



毛呂山町教育委員会

第4期 毛呂山町教育振興基本計画

－ みんなで育てよう毛呂山の未来！ －

令和8年度～令和12年度

毛呂山町教育委員会

第4期毛呂山町教育振興基本計画の策定にあたって

本町では、令和3年度から「第3期毛呂山町教育振興基本計画」『みんなで育てよう毛呂山の未来！』を策定し本町教育の振興に取り組んでまいりました。

この間、国においては人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、社会のつながりの希薄化など様々な社会課題が存在する中、教育の果たす役割などを踏まえ、「第4期教育振興基本計画」を策定し、さらに埼玉県においても、「第4期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、教育の目標と施策の体系を示しております。

本町においても、国や埼玉県の計画を参酌するとともに、第六次毛呂山町総合振興計画を踏まえ、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第4期毛呂山町教育振興基本計画」を策定しました。

この基本計画では、大きく変わる社会状況下において、確かな学力の定着と自立する力の育成など社会の変化とともにこれからの時代を生き抜き、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進し、持続可能な社会の創り手の育成といった教育の使命を掲げております。

教育委員会では、こうした使命を果たすために、第3期計画の理念「みんなで育てよう毛呂山の未来！」を継承し、義務教育9年間を一体としてとらえ、連続性・発展性をもって子どもたちの育成にあたります。また、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、社会の持続的な発展を実現するための教育が行えるよう教育環境を充実してまいります。さらに、生涯学習を通じた学習機会の提供や生涯スポーツの普及推進、文化資源の保存継承と活用、郷土を愛する心を育む活動などを通して、健康で幸せを実感する持続可能な社会の創造に努めてまいります。

この計画は、今後5年間の教育全般の取組を示したものであり、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、この計画策定にあたり多大なるご協力を賜りました策定委員をはじめ関係者の皆様方に心より御礼申し上げます。

令和8年3月

毛呂山町教育委員会

第1章 総論

- 1 はじめに ……2
 - (1) 計画策定の趣旨
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画期間
 - (4) 計画の点検、評価の実施
- 2 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化 ……4
 - (1) 人口構造の変化と少子高齢化
 - (2) 身近に迫る脅威と新たな社会への進展
 - (3) 子どもをめぐる教育的ニーズの多様化
 - (4) 教職員を取り巻く状況の変化
 - (5) 地域と家庭の状況の変化
- 3 毛呂山の教育が目指すべき姿 ……6
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本方針
 - (3) 基本目標

第2章 施策の展開

基本目標Ⅰ 確かな学力の定着と自立する力の育成 ……10

- 1 「未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト*基本方針」の実現 ……11
- 2 一人一人の学力を伸ばす教育の推進 ……13
- 3 進路指導・キャリア教育*の推進 ……15
- 4 異校種間連携の推進 ……17
- 5 多様なニーズに対応した教育の推進（特別支援教育・日本語指導） ……19

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成 ……21

- 1 豊かな心を育む教育の推進 ……22
- 2 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実 ……24
- 3 不登校対策の充実 ……26
- 4 体力の向上と学校体育活動の推進 ……28
- 5 食育の推進と学校給食の充実 ……29
- 6 人権を尊重した教育の推進 ……31

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実 ……33

- 1 教職員の資質の向上 ……34
- 2 安全・安心な学校づくりの推進 ……36
- 3 教育環境の整備・充実 ……38

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上 ……39

- 1 家庭教育支援体制の充実 ……40
- 2 放課後を活用した児童生徒への学習支援 ……41
- 3 地域と連携、協働した教育の推進 ……42

基本目標Ⅴ 生涯を通じた多様な学習活動の振興 ……44

- 1 生涯を通じた学習推進体制の整備・充実 ……45
- 2 生涯を通じた学習機会の提供と学習活動の支援 ……47
- 3 人材の育成と学習成果の地域還元 ……49
- 4 地域と連携した青少年育成活動の推進 ……50
- 5 人権教育の推進 ……51

基本目標Ⅵ 生涯スポーツの振興 ……52

- 1 生涯スポーツの普及促進 ……53
- 2 スポーツ団体・人材の育成と活用 ……54
- 3 体育施設の整備と利用促進 ……55

基本目標Ⅶ 文化資源の保存継承と郷土を愛する心の育成 ……56

- 1 文化財保存活用事業の推進 ……57
- 2 資料館による学習機会の充実と住民との協働事業の推進 ……58
- 3 学校教育との連携による「ふるさと学^{*}」の推進 ……59
- 4 史跡鎌倉街道かまくらかいどうかみつみち上道の保存活用 ……60

資料

- 用語の解説 ……62

第1章

總論

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本町では、令和3年度から令和7年度まで、「第3期毛呂山町教育振興基本計画—みんなで育てよう毛呂山の未来!—」以下「第3期計画」という。)において確かな学力の定着と自立する力の育成、豊かな心と健やかな体の育成など7の目標を掲げ、本町教育の振興に取り組んできました。その中で確かな学力の定着と自立する力の育成については、町立小・中学校で一貫した学習規律や授業の進め方などを確立し、学習環境の充実をより一層図るとともに、全国や県の学力・学習状況調査結果を各学校で分析し、児童生徒の実態に合わせた授業改善に取り組んできました。

第3期計画期間内には、GIGAスクール構想*によって整備されたICT環境*を活用し、児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心に合わせた学びや、児童生徒同士の相互のやり取りの中で理解を深める学習が行われるようになりました。日々の実践の中でデジタル技術のよさを生かし、コロナ禍*の前の学校とは大きく異なる多様な教育活動が生み出されています。また、少子高齢社会や急速なグローバル化の進展、超スマート社会(Society 5.0)*の実現に向けたデジタル技術の発展など、社会が大きく転換している中で、教育には、子どもたちの社会の変化に対応し自ら課題を発見し解決する力や、多様な価値観をもつ人々と協働しながら新たな価値を創造する力を育むことが求められています。このため、本町においては生きる力の育成、学力向上を目指すため小中9年間の連続性、一貫性のある教育課程を編成し小中一貫教育*の充実を図る必要があります。

このように、社会の変化とともにこれからの時代を生き抜き、社会を担う子どもたちの力を育てていく教育の果たす役割がますます重要になっていく中、本町の今後5年間の教育に関する基本的な計画として令和8年度を計画の初年度とする「第4期毛呂山町教育振興基本計画」(以下「第4期計画」という。)を策定します。

第4期計画では教育を取り巻く社会の動向や第3期計画の成果と課題などとともに、第六次毛呂山町総合振興計画、国及び県の第4期教育振興基本計画を踏まえながら中長期的な視点に立ち、5年間に取り組む本町教育の基本目標と施策の体系を示していきます。

(2) 計画の位置づけ

- ・ 教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、国の第4期教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)、第4期埼玉県教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)を参酌しつつ、本町教育の振興を図るために定める基本的な計画です。
- ・ 第六次毛呂山町総合振興計画基本構想(令和7年度～令和16年度)・前期基本計画(令和7年度～令和11年度)の下位計画です。
- ・ 本町教育委員会は、第4期計画に基づき年度ごとに重点施策を策定し、毎年度の事業に積極的に取り組みます。

(3) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間です。

R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
			第4期毛呂山町教育振興基本計画				
国：第4期教育振興基本計画							
		第4期埼玉県教育振興基本計画					
			第六次毛呂山町総合振興計画（R16まで）				

(4) 計画の点検、評価の実施

本計画に掲げた施策を効果的かつ確実に実施するためには、定期的に進捗状況や効果などの把握をするとともに、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）という政策マネジメントサイクルにより計画を実行します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、住民に公表します。こうした取組により、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たしていきます。

【参考】

教育基本法での教育振興基本計画に関する規定は、次のとおりです。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化

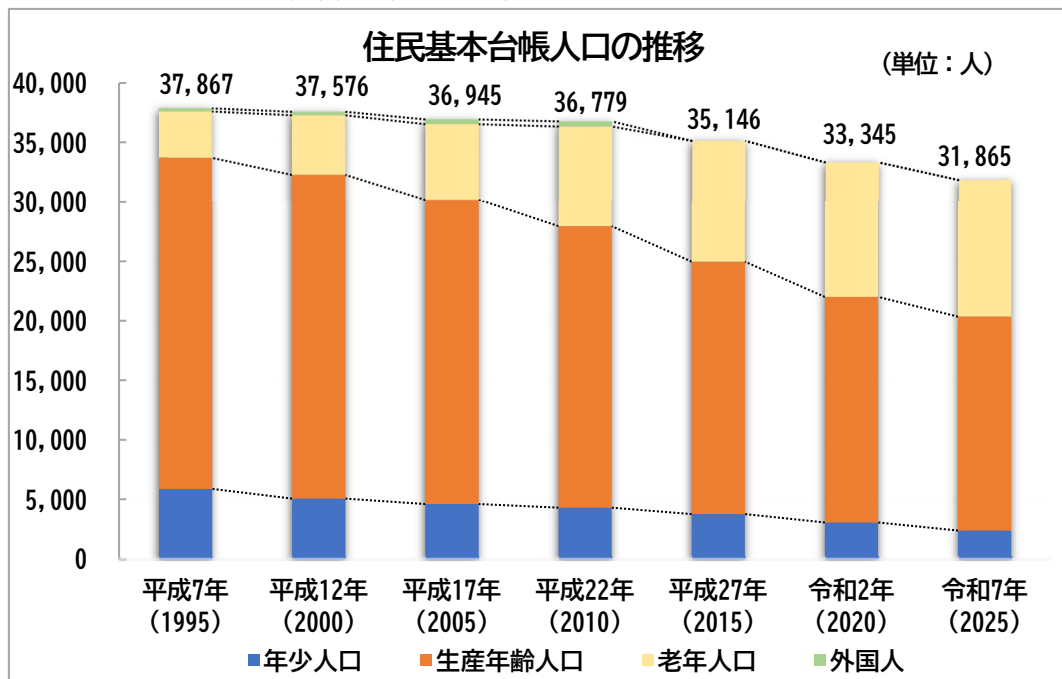
(1) 人口構造の変化と少子高齢化

本町の令和7年4月1日現在における人口は31,865人で、ピーク時だった平成7年の37,867人と比較すると約16パーセントの減少となっています。今後も少子高齢化は進行し、生産年齢人口が減少するなど人口構造が大きく変化していくことが想定されます。

国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にあります。

今後将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要があります。

将来の予測困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の接続的な発展を実現するためには、教育の果たす役割はますます大きくなっています。



(単位：人)

	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
総人口	37,867	37,576	36,945	36,779	35,146	33,345	31,865
年少人口 (0~14歳)	5,871	5,058	4,591	4,293	3,758※	3,052※	2,373※
生産年齢人口 (15~64歳)	27,858	27,245	25,609	23,663	21,215※	18,962※	17,985※
老年人口 (65歳以上)	3,878	4,983	6,344	8,387	10,173※	11,331※	11,507※
外国人	260	290	401	436	(400)※	(538)※	(888)※

※平成24年7月住民基本台帳法の一部を改正する法律により外国人も住民基本台帳制度の対象となったため、H27以降の3区分に外国人が含まれています。参考として()内に外国人の総数を記載しています。

(2) 身近に迫る脅威と新たな社会への進展

近年、気候変動の影響から、自然災害が激甚化・頻発化していることが指摘されており、地球温暖化の進行に伴って、この傾向が続くことが見込まれています。このような状況の中、学校においては児童生徒の安全を守ることを何よりも優先する必要があります。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は私たちの生活を一変させ、社会に新しい生活様式をもたらし、新しい働き方・暮らし方はより多様で柔軟な生き方の実現へとつながっています。ポストコロナ*時代を見据えて、デジタル技術の活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、新しい価値を生み出す変革、すなわちデジタルトランスフォーメーション(DX)*が求められています。DX*の実現は、教育の分野にも大きな変革をもたらし、児童生徒の学びを豊かにし、教職員の働き方を効率的なものに変えるなど様々な問題を解決する大きな可能性を秘めています。

(3) 子どもをめぐる教育的ニーズの多様化

本町の特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、小・中学校の通常の学級においても、通級による指導を受ける児童生徒の増加が予測されます。また、文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では全国の小・中学校の通常の学級に8.8%程度の割合で、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒が在籍しているという推計が示されています。さらに不登校児童生徒が全国的に増加している中、在留外国人の更なる増加が見込まれ、それに伴い外国人児童生徒の増加も予測されます。そのほかヤングケアラー*やLGBTQ+*の児童生徒への支援など教育をめぐるニーズは多様化しており対応が求められています。

(4) 教職員を取り巻く状況の変化

教職員の児童生徒への献身的な姿勢とともに、社会の変化や要請を踏まえ、学校の役割が拡大し、教職員の負担が増加していることが指摘されています。

また、時間外在校等時間*が長くなっており、その一層の縮減が課題となっています。加えて、教員採用選考試験の受験者数の減少による採用倍率の低下、産休・育休取得者や特別支援学級の増加などを要因とした教員不足といった課題も生じており、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、教職の魅力の向上が求められています。

(5) 地域と家庭の状況の変化

地域人口の減少や高齢化率の上昇でコミュニティの維持が困難となり、人と人との結び付きが希薄化し、地域での人間関係・信頼関係の構築が難しくなっています。地域社会において、一人一人がより豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりを進めるためには、地域の活動・行事への参加や、地域の課題解決に向けた提案など、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に重要です。また、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化などによって、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安をもつ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることが重要です。

3 毛呂山の教育が目指すべき姿

(1) 基本理念

社会の変化への対応が差し迫っている今、知識・技術の習得だけではなく、未知の状況に対応できる思考力・判断力・表現力を身に付けることが重要です。また、人生100年時代*を見据え、学校教育だけではなく社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。

本町では第1期毛呂山町教育振興基本計画において「みんなで育てよう毛呂山の未来！」を基本理念として掲げ、第2期毛呂山町教育振興基本計画、第3期計画でもこの理念を引き継いできました。

将来の予測が困難な時代において人生や社会の未来を切り開き、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに持続的に発展する社会の創り手となるためには教育の使命はとても重要です。

このことを踏まえ、第4期計画でも引き続き「みんなで育てよう毛呂山の未来！」を基本理念として教育の振興を図ります。

(2) 基本方針

基本理念を踏まえて、基本目標の実現に向け施策を実施していくに当たっては、次の3つの方針を重視して取り組みます。

○ 未来を拓く学校づくり

「未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト*基本方針」をもとに義務教育9年間を一体のものとし、連続性・発展性をもって子どもたちの育成にあたります。

この小中一貫教育*により知・徳・体をバランスよく育成し子どもたちが「生きる力」を身に付けられるよう教育課程を編成していきます。また、確かな学力を習得するため、教員の相互乗り入れ授業など小中一貫教育*を充実させ、未来を拓く学校づくりを推進していきます。

○ 地域を担う人づくり

生涯学習において教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、長寿化が進展する人生100年時代*において、生涯を通じたウェルビーイング*の実現につながる重要な意義を有しています。子どもや若者、社会人、高齢者など年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲をもち、当事者として地域社会の担い手となるよう、継続的に学習に取り組むことができる学習機会の提供と体制づくりを推進していきます。

○ 学校・家庭・地域のきずなづくり

子どもたちが「生きる力*」を身に付けるには、学校、家庭、地域が相互に連携し、社会全体で育てていくことが重要です。本町ではコミュニティ・スクール*を推進し、中学校区ごとに地域住民の学校運営への参画や学校からの地域への働きかけを通し、教育ネットワークを築き、その中心に学校を位置づけ、学校がコミュニティの中核を担っています。

今後もこのようなコミュニティ・スクール*を核とした地域とともにある学校づくりを充実させるとともに、学校を核とした地域づくりの視点からも学校、家庭、地域が一体となり、きずなを深めていきます。

(3) 基本目標

本計画の基本理念を踏まえ、今後5年間に取り組む教育行政の7つの基本目標を示します。

基本目標Ⅰ	確かな学力の定着と自立する力の育成
基本目標Ⅱ	豊かな心と健やかな体の育成
基本目標Ⅲ	質の高い学校教育を推進するための環境の充実
基本目標Ⅳ	家庭・地域の教育力の向上
基本目標Ⅴ	生涯を通じた多様な学習活動の振興
基本目標Ⅵ	生涯スポーツの振興
基本目標Ⅶ	文化資源の保存継承と郷土を愛する心の育成

第2章

施策の展開

基本目標Ⅰ

確かな学力の定着と自立する力の育成

【施策】

- 1 「未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト*基本方針」の実現
- 2 一人一人の学力を伸ばす教育の推進
- 3 進路指導・キャリア教育*の推進
- 4 異校種間連携の推進
- 5 多様なニーズに対応した教育の推進（特別支援教育・日本語指導）

基本目標Ⅰ 確かな学力の定着と自立する力の育成

施策1 「未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト*基本方針」の実現

現状と課題

中学校区の小・中学校が、教育目標と目指す子ども像を共有し、小・中学校の教職員が連携、協働し、合同研修会を開催して小中一貫教育*の推進を図っており、中学校から小学校への乗り入れ授業、小学校による教科担任制、地域住民や外部人材などと協働した授業、小・中学生の交流、小中一貫校開校に向けた検討などを進めています。

現状の課題としては、小・中学校の距離の問題があります。施設一体型及び施設隣接型小中一貫校を開設することで、教職員の連携、協働をより強固なものとし、小・中学生の交流機会の増加、地域住民との協働を通し、小中一貫教育*の更なる推進を図っていきます。

今後は、「いのちの教育」を核として、確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きる健康・体力などの「生きる力」を育成していくよう、小中9年間の連続性・一貫性のある教育課程を編成していく必要があります。また、小中一貫教育*とそれを支えるコミュニティ・スクール*について、より一層の周知を図るための広報活動が必要です。

施策の方向性

- 小中一貫校開設に向けて、小中9年間の連続性・一貫性のある教育課程の編成や、生活のきまりの統一などの準備を進め、小中一貫校開校後の教育活動の充実を図ります。
- 小・中学校教員による乗り入れ授業の実施、小学校の教科担任制、小・中学生による交流活動の充実、地域住民や外部人材などを活用した授業の充実などを通して、小中一貫教育*をさらに推進します。

主な取組

- 「未来を拓く人づくり(小中一貫教育)プロジェクト*基本方針」研究事業を実施します。
- 小中一貫教育合同研修会において、毛呂山町立小・中学校編成計画に基づく学校設置に向けた教育課程の編成、指導方法の工夫改善などの協議を推進します。
- 小・中学校教員による乗り入れ授業を実施し、教員相互の児童生徒理解を深め、小・中学校間の滑らかな接続を図ります。
- 小中一貫校開校後は、中学校教員と連携した小学校の教科担任制の強化を図ります。
- 小・中学生の合同行事を行い、中学生には下級生に対する思いやりとリーダーシップの育成を、小学生には目標にすべき身近な生徒像の具象化を図ります。
- 小中一貫校開校に向け、小学生同士の交流活動を充実させます。
- 地域住民や関係機関と連携し、ゲストティーチャー*を招いた体験的な学習を推進します。
- 小中一貫教育*とそれを支えるコミュニティ・スクール*について、ゆずの里通信や学校だよりなどを通じて周知を図ります。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
小中一貫教育*に関するアンケートにおける肯定的な回答の割合（教職員・保護者対象）	85.7%	95%	小中一貫教育*やコミュニティ・スクール*について周知を図り、小中一貫教育*とそれを支えるコミュニティ・スクール*をさらに推進していくため、目標値を設定しました。



小学6年生の中学校体験



ゲストティーチャーとの授業

基本目標Ⅰ 確かな学力の定着と自立する力の育成

施策2 一人一人の学力を伸ばす教育の推進

現状と課題

全ての児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を習得し、思考力・表現力や主体的に学習に取り組む態度などを身に付けるためには、一人一人のつまずきの状況を把握し、きめ細やかな指導を行うことが大切です。本町においては、全国及び埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、学力向上支援員を活用した少人数指導など、個に応じた支援を行っており、学力を伸ばした児童の割合は、県の割合を上回る学年も見られました。しかし、平均正答率では、県平均と比較するとまだ低い状況です。本町としては、思考力・判断力、表現力に課題が見られるため、これらを向上させるため、授業改善を進めます。また、本町では、外国語指導助手（ALT）を配置し、児童生徒の外国語でのコミュニケーションを図る資質・能力の育成を図っておりますが、今後の社会情勢においてグローバル化の進展に対応する人材の育成のために、児童生徒の英語力の向上に向けた取組を充実させる必要があります。さらに、児童生徒の中には家庭学習ができていない状況が見られることから、家庭学習を進めるための仕組みづくりが必要です。

令和2年度から、児童生徒一人一人にタブレット端末が整備され、授業や家庭学習においてタブレット端末を活用することで、個々に合った学習進度・内容で学習を進めることができます。それに伴い、児童生徒に、情報モラルや情報活用能力の育成をより一層図っていく必要があります。

施策の方向性

- 国、県の学力・学習状況調査のデータを活用し、児童生徒の理解度に合わせた授業を実施し、きめ細やかな指導を行います。
- AIドリル*を授業や家庭学習で活用して、個別最適な学びを提供することで学習内容の定着を図ります。
- 毛呂山町ステップアップ教室*や中学生学力アップ教室*を開催して基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指します。
- グローバル化を見据えた人材を育成するために、児童生徒の英語力の向上を目指します。

主な取組

- 学力向上対策委員会を開催し、授業研究会などを行い、各中学校区で課題を共有することで特色ある学校教育の実現に向けての研究を行います。
- 中学校区で全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査などの結果を分析・考察し、課題となる学習内容を年間指導計画へ位置づけ、授業改善対策に活用します。
- 学力向上支援員や小学校理科支援員を配置し、児童生徒一人一人のつまずきや興味関心に応じた学力向上への支援を行います。

- 個々に合った学習進度・内容で学習を進めることができるよう、授業や家庭学習においてタブレット端末を活用します。また、情報モラルの習得や情報活用能力の育成を目指します。
- 毛呂山町ステップアップ教室*を開催し、基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指します。
- 中学生学力アップ教室*を開催し、主体的に学習に取り組む力を育成します。
- 外国語指導助手（ALT）の配置による外国語教育の充実を図ります。
- 小・中学生英語検定受験料補助事業を行い、グローバル化を見据えた人材を育成するための教育施策の一つとして英語力の向上を図ります。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
全国学力・学習状況調査における平均正答率 (算数・数学)	小学校 57% 中学校 45%	R12年度 県数値	「全国学力・学習状況調査」において、埼玉県平均正答率を目標とし、目標値を設定しました。
全国学力・学習状況調査における平均正答率 (国語)	小学校 60% 中学校 55%	R12年度 県数値	
県学力・学習状況調査において学力の伸びが見られた児童生徒の割合	小学校 64.4% 中学校 68.1%	R12年度 県数値	「埼玉県学力・学習状況調査」において、学力が伸びた児童生徒の割合の上昇を目標とし、目標値を設定しました。
家庭学習ができている児童生徒の割合	小学校 92.0% 中学校 87.2%	小学校 100% 中学校 100%	「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査において家庭学習ができていると回答する児童生徒の割合の上昇を目指し、目標値を設定しました。



タブレット端末を活用した学習の様子

基本目標Ⅰ 確かな学力の定着と自立する力の育成

施策3 進路指導・キャリア教育*の推進

現状と課題

夢をもち、世界にはばたき活躍する人材を育成するためには、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる必要があります。児童生徒が地域社会における職業体験や勤労体験、また、様々な学校の行事によって児童生徒同士はもとより地域と関わることを通して、体験活動の充実を図っています。

小学校においては「キャリア・パスポート」の活用や職業調べ学習などを通して自己理解や目標設定を支援し、中学校においては社会体験チャレンジ事業の実施により、日常の教育活動では経験することのできない職業体験を通して、働くことの意義、人とのふれ合い、社会の厳しさなど、様々な豊かな活動を体験することができています。その結果、普段の自身の生活を見直すことができ、挨拶ができる生徒や清掃活動にしっかり取り組める生徒が増えています。

今後は、更なる事業の充実を図り、各発達段階に応じた体系的・系統的な進路指導・キャリア教育*を推進し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現していくキャリア形成を促進し、希望する進路選択ができるよう支援が必要です。

施策の方向性

- 小学生国内交流事業や中学生海外留学事業を実施し、児童生徒のキャリア形成の一助となる経験を提供します。
- 小学生の職業調べなどの学習や中学生の職業体験を通してキャリア教育*を推進します。
- 子ども議会を開催して、社会の一員としての自覚を高めるとともに、子どもたちの意見を町政に生かします。
- 各学校において「キャリア・パスポート」などを活用しながら発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育*を推進します。

主な取組

- 小学生国内交流事業や中学生海外留学事業を実施し、児童生徒の視野を広げ、キャリア形成の一助となる取組を行います。
- 中学生社会体験チャレンジ事業の体験時期を工夫することで、協力事業所を新規開拓し、選択の幅を広げることで生徒の働くことへの興味関心を高めます。
- 小学校において、職業調べなどの学習を行うことで、世の中にある仕事や働くことへの興味関心を高めます。
- 子ども議会を通して、社会の一員としての自覚を高め、将来のリーダーとして必要な資質を育みます。

- 小・中学校が連携し、9年間を見通した進路指導・キャリア教育*に係る指導計画の整備・見直しを行います。
- 児童生徒が主体的に自己の進路を選択できる力を身に付けられるように、各学校において「キャリア・パスポート」などを活用しながら発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育*を推進します。
- 「いのちの教育」などの授業を推進し、様々なゲストティーチャー*と関わることで、児童生徒の職業観の醸成を図ります。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに生徒の健全な育成を支援するために、町立中学校修学旅行費を補助します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
将来の夢や希望をもって いると回答した児童生徒 の割合	小学校 78.7% 中学校 69.1%	小学校 85% 中学校 75%	「全国学力・学習状況調査」の質問紙において、将来の夢や希望をもち、日常生活を目標をもって前向きに送ることができるかと回答した児童生徒の割合を増やすことを目指して、目標値として設定しました。



令和7年度子ども議会

基本目標Ⅰ 確かな学力の定着と自立する力の育成

施策4 異校種間連携の推進

現状と課題

小学校生活に適応できない「小1プロブレム」や、中学校生活に適応できないいわゆる「中1ギャップ」に対応し、幼児期の教育と小学校教育、中学校教育の円滑な接続を図ることが大切です。教育委員会では、平成19年度から「幼・保・小連絡協議会」を設置し、幼稚園、保育園と小学校の異校種間連携の充実を図ってきました。平成30年度より、「幼・保・小・中*連絡協議会」と組織を改め、幼稚園、保育園から小学校、小学校から中学校の見通しをもった教育活動の連携を進めてきました。

本町では、「幼・保・小・中*連絡協議会」において、異校種間でのスムーズな接続を意識し「毛呂山町接続期プログラム」をもとにした実践報告を行い、幼・保・小・中*間における目指す児童生徒の姿の共有や、指導方法についての情報共有を行っています。幼・保・小・中*連携により、幼稚園と保育園と認定こども園、小学校と中学校の教員間の交流が活発になり、情報交換を密に行うことで児童生徒そして未就学児への個に応じた指導が図られています。

今後は、さらに幼・保・小・中*連絡協議会及び小中一貫教育*を充実させ、幼稚園、保育園、認定こども園から中学校までの連携を強化し、「夢をもち、世界にはばたく毛呂山の子ども」の育成を目指します。

施策の方向性

- 未就学児、児童生徒の発達に即した一人一人の学びや協働的な学びの研究を推進します。
- 小中一貫教育*を推進して、小1プロブレムやいわゆる中1ギャップなどの課題に対応します。
- 幼稚園・保育園・認定こども園などと小学校と中学校の連携を推進し、滑らかな接続を目指します。
- 架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）におけるカリキュラムの検討を進め、「幼保小の架け橋プログラム」を作成し、幼保小の滑らかな接続を目指します。

主な取組

- 幼・保・小・中*連絡協議会では、研究テーマに沿って研究を継続し、授業公開や公開保育などを通して、縦のつながりだけでなく、横のつながりも推進するとともに、各園、各校が切れ目なく子どもたちを支援します。
- 毛呂山町接続期プログラムを活用し、幼児期の子どもたちに身に付けさせたい力を共通認識し、身に付けた力を小学校で伸ばせるよう、幼・保・小・中*連絡協議会の充実を図ります。
- 小・中学生と幼稚園・保育園児の交流事業の充実を図り、幼・保・小・中*の連携を強化します。

- 幼稚園、保育園、認定こども園から小学校、中学校までを見通した学習指導、学校行事、児童会や生徒会活動など、指導計画を作成することで、子どもたちの不安を軽減し、小1プロブレムやいわゆる中1ギャップの解消を目指します。
- 研究の成果をもとに、「幼保小の架け橋プログラム」を作成し、幼・保・小のより一層の滑らかな接続を目指します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
幼・保・小・中*連絡協議会における授業・保育公開実施回数	2回	2回	「幼・保・小・中*連絡協議会」において、各校種間の連携を密に行い、毛呂山の子どもたちを育成していくため、目標値を設定しました。
中学校進学を機に学校に復帰した生徒の人数	4人	5人	小中学校間の連携によって、中学校生活への不安を軽減し、学校に復帰する生徒数を増やすために、目標値を設定しました。



幼・保・小・中連絡協議会による授業見学

基本目標Ⅰ 確かな学力の定着と自立する力の育成

施策5 多様なニーズに対応した教育の推進（特別支援教育・日本語指導）

現状と課題

誰一人取り残されず、それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒が共に学ぶ環境を整備すると同時に、一人一人の状況に応じた教育を進めることが重要です。本町では、就学支援委員会を通して、幼児・児童・生徒の就学について、専門的見地から支援・相談・検査を行っており、小・中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校といった児童生徒一人一人の障害や特性にふさわしい学習の場を選択することができます。教育センターでは、特別支援学級を担当する教員を対象に研修会や授業研究会を実施し、指導力の向上を図っています。

また、小・中学校においては、外国籍の児童生徒が年々増加し、言葉の壁により学習や生活に困難が生じるという現実があります。誰一人取り残されない教育の実現に向けて、日本語指導の必要性が増してきています。教育センターでは、各学校に教育支援センター指導員を派遣し、個別の支援を行っています。

今後は、多様化するニーズに対応するため、特別支援教育コーディネーター*を中心とした、組織的な学校内の支援体制の整備・充実を図り、研修などを通して全教職員による特別支援教育の更なる推進や専門性を身に付けた教員の育成を行います。また、日本語指導の必要な児童生徒に対し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行っていきます。

施策の方向性

- 就学支援委員会を核として、未就学児の教育を担う幼稚園・保育園・認定こども園未就学児の発育発達を支援する保健センターやこども家庭センター、地域のセンター的機能を果たす特別支援学校との連携を充実させ、児童生徒や未就学児への個に応じた切れ目ない指導や支援の体制を整えます。
- こども家庭センターと連携し、未就学児の情報を早期に把握し、適切な就学先について助言できる体制を整えます。
- 特別支援教育コーディネーター*のみならず、全教職員の資質向上研修の充実を図ります。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対して、教員や教育支援センター指導員を配置し、個別の状況に応じた支援ができる体制を整えます。

主な取組

- 次年度の学習形態の決定に向けて、各学校の就学支援委員会の充実と保護者や本人の思いや願いを大切にされた就学相談を行います。計画的な本町の就学支援委員会の実施と、教育委員会の指導・支援を継続します。
- 必要に応じて個別検査を実施し、学習形態の検討や、学校・家庭での支援の仕方について、学校と家庭で検討・共有します。

- 発達障害を含む障害のある未就学児に早期から適切な教育的対応ができるよう、関係機関と連携して切れ目ない相談体制を整備します。
- 特別支援教育コーディネーター*の専門性を高めるため、教育センターでの研修会の実施、埼玉県立総合教育センターが開催する研修への派遣など、研修の充実を図ります。
- 学校支援員を配置し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のサポートの充実を図ります。
- 特別支援学校の巡回相談を活用し、児童生徒一人一人に合った支援の仕方について協議します。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、法令に基づき、就学奨励費を支給し支援の充実を図ります。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒の給食費を補助し、家庭の負担を軽減します。
- 日本語指導の必要な児童生徒を対象に、教員や教育支援センター指導員による指導を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行います。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
校内における特別支援教育に関わる研修の実施率	16.6%	100%	通常学級においても、支援を必要とする児童生徒が在籍しており、全職員の資質向上を図るため、目標値を設定しました。
個別の支援が必要な未就学児の相談率	67.8%	100%	幼稚園・保育園・認定こども園訪問において、今後支援が必要である子どもの家庭と連携するため相談につなげられるよう目標値を設定しました。
合理的配慮*を念頭においた指導の実施状況	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	「全国学力・学習状況調査」の合理的配慮*に関する質問項目において、すべての学校で「できている」と回答することを目指し、目標値を設定しました。

基本目標Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

【施策】

- 1 豊かな心を育む教育の推進
- 2 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実
- 3 不登校対策の充実
- 4 体力の向上と学校体育活動の推進
- 5 食育の推進と学校給食の充実
- 6 人権を尊重した教育の推進

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策1 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

社会の多様化が進む中、一人一人が多様な他者を理解・尊重し、互いに認め合い支え合うことが、誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現につながります。あらゆる他者を価値のある存在として尊重する豊かな人間性と、他者との対話や協働を通じて知識や考えを共有し、主体的に考え、他者と協働しながら新たな価値を創造していく能力を育てていくことが求められます。

そのために、児童生徒の規範意識を醸成するとともに、他者の意見を共感的に受け止める心などの豊かな人間性を育てるように、家庭、地域と連携し学校の教育活動全般を通じて道徳教育や様々な体験活動の充実を図っていきます。

また、児童生徒が考え、議論する道徳の授業を通して、道徳的实践力や豊かな心を育むことができるよう、教員の指導力の更なる向上が必要となります。

施策の方向性

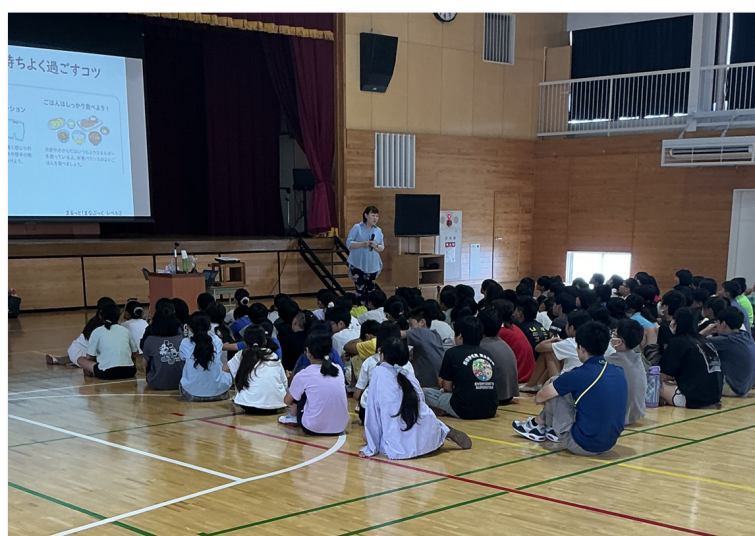
- 「いのちの教育」を推進するために、ゲストティーチャー*による体験活動を重視した授業を展開します。
- 児童生徒の豊かな人間性を育むために、各学校の創意工夫を生かし、「考え、議論する道徳」の視点に立った道徳的实践力を育む授業を展開します。
- 児童生徒の社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組みます。
- 毛呂山町子供読書活動推進計画に基づき、家庭・地域・学校における児童生徒の読書活動を推進します。
- 地域と連携し、部活動の持続可能な運営体制を整えます。

主な取組

- 社会奉仕・福祉体験活動・職場体験・自然体験学習・防災訓練などの体験活動の充実を図ります。
- 「考え、議論する道徳教育」、医療・福祉・防災などと連携した「いのちの教育」の充実を図ります。
- 埼玉医科大学、城西大学による出前授業を実施します。
- 県教育委員会や教育センターなどの研修を通して、教員の指導力を向上させ、「特別の教科 道徳」の授業の充実を図ります。
- 埼玉県学力・学習状況調査の質問調査の結果を、分析・共有し、児童生徒一人一人の規律ある態度の育成を図ります。
- 町立図書館と連携した読書活動の推進を図ります。
- 学校と地域との連携・協働により地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図り、生徒が将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を進めます。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
県が設定した「規律ある態度」のうち、小学校4年生から中学校3年生までの8割以上が身に付けている項目の割合	小学校 66.6% 中学校 94.4%	小学校 100% 中学校 100%	「規律ある態度」の全ての項目について、児童生徒の8割以上が達成できれば規律ある態度が身に付き、基本的な生活・学習習慣の改善が期待できることを踏まえ、目標値を設定しました。



いのちの授業



ゲストティーチャーによる救急救命講座

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策2 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

現状と課題

学校と家庭で連携して児童生徒一人一人に応じた支援を行い、生徒の規範意識の向上を図っています。また、地域や関係機関との連携を図り、児童生徒のサポート体制を強化してきました。

いじめについては「いじめ0ではなく、いじめ見逃し0」という対応で積極的な認知を行い、いじめに対して早期対応、早期解決を実践しています。

教育センターでは毎年「生徒指導主任研修会」を実施し、令和6・7年度は現在の生徒指導上の大きな課題であるいじめの未然防止と対応、自殺の未然防止についての研修を行い、各学校の教育活動に生かすことができました。

教員のきめ細かな指導や組織的な対応により、特別な対応や配慮が必要な児童生徒の理解が深まり、学校内での問題行動が減少しています。今後も研修会などを通して生徒指導の更なる充実を図っていきます。

課題としては、さらに地域や警察などの関係機関と連携を深めて、地域全体で児童生徒を育てていくことや、多様化するいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて、小中一貫教育*を生かした教員の連携強化による組織的な取組が必要です。

施策の方向性

- コミュニティ・スクール*の機能を生かし、家庭・地域と連携し、児童生徒一人一人の気持ちに寄り添った指導を行います。
- 「いじめ防止対策推進法」や本町の「いじめ防止基本方針」に基づいた定期的なアンケート調査や個人面談を実施し、いじめ防止、早期発見、早期対応のための体制を堅持します。
- 多様化するいじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、小中一貫教育*を生かした教員の連携強化による組織的な取組を行います。

主な取組

- 学校運営協議会*等の機会を活用し、学区域の関係機関との連携を行い、児童生徒一人一人にきめ細かな指導を行います。
- 生徒指導主任研修会の実施により生徒指導の最新動向や課題、指導方法を学ぶことで教員の生徒指導に関する知識やスキルを向上させ、学校全体での生徒指導体制の充実を目指します。
- 児童生徒の健全育成のために、非行防止教室・薬物乱用防止教室を実施し、健全な社会の一員として成長するための知識や態度を養います。
- 情報モラル教育の実施により、児童生徒が情報社会において適切な行動をとるための考え方や態度を育成します。

- スクールカウンセラー*を各学校へ派遣し、児童生徒や保護者などの悩みや問題について心理学的な視点からサポートします。
- 児童生徒が抱える課題の解決を支援するために、スクールソーシャルワーカー*を教育センターに配置し、各学校へ派遣します。
- 教育センター配属の専任相談員による電話・来所相談にて児童生徒や保護者などの悩みや問題についてサポートします。
- 年2回のいじめ問題対策連絡協議会及び年1回のいじめ防止対策推進委員会を開催し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導、再発防止策の実施に取り組みます。
- 「いじめ防止基本方針」に基づいた「重大事態」の発生に伴うマニュアルの周知と指導を徹底するため、各学校の支援を継続します。
- 児童生徒自身が心の不調に早期に気付く力やSOSの出し方を身に付けるための教材を活用するなど、学校におけるメンタルヘルスリテラシー*の向上に取り組むことで、児童生徒の自殺の未然防止への教育を推進します。
- 多様化するいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて、小中一貫教育*を生かした教員の連携強化による組織的な取組を行います。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
いじめの解消率	100%	100%	一人一人の児童生徒にとって明るく安心して学べる学校であるために、認知したいじめを全て解消することを目指し、目標値を設定しました。



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策3 不登校対策の充実

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、不登校児童生徒数は、大幅に増加しました。不登校は、どの児童生徒にも起こりうるものであることから、未然防止も含む初期段階からの適切な支援が必要です。

本町の不登校児童生徒数は、令和3年度をピークに減少に転じていますが、依然として、全国平均を上回る水準となっています。また、近年、小学校の不登校児童数が増加傾向にあります。不登校の要因は様々であり、一人一人の状況に応じた対応が求められます。

すべての児童生徒が、安心して学習できるよう、学校や保護者とこれまで以上の連携を図りながら、児童生徒と教職員、児童生徒相互の信頼関係や、良好な人間関係の構築などを通じて、児童生徒にとって学校生活が充実感を得られる場となるよう魅力ある学校づくりの推進が求められます。

また、不登校児童生徒への支援においては、一人一人の児童生徒や保護者などの状況を把握し、校内外での相談体制の整備、スクールソーシャルワーカー*や教育センター職員による家庭訪問、教育支援センターへの通室などによる学習機会の提供など、積極的な取組を行っています。

施策の方向性

- 学校と家庭、教育センターが連携して、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の実態を把握し、一人一人に応じた支援を行います。
- 教育支援センターを中核とし、不登校児童生徒への学習機会の提供や、相談体制を整備します。
- 不登校の未然防止を図るために、中学校教員の小学校への乗り入れ授業や、児童生徒に対する小中学校間の情報共有を行い、児童生徒の理解を深めます。
- 小学6年生による中学校体験入学の取組を充実させ、児童の中学校入学に対する不安感の軽減を図ります。
- 小中学校間における学校生活のきまりの統一や、指導方法の共有を図り、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう小中一貫教育*を推進します。
- 特別活動の研修を充実させ、児童生徒が望ましい人間関係を育める学級づくりを推進します。

主な取組

- 不登校対策委員会の開催及び事例研修会を実施し、不登校児童生徒への支援体制の強化を図ります。
- 不登校傾向の児童生徒を早期に把握し、各学校で一人一人の状況に応じた組織的な対応ができるよう指導助言を行います。

- 各小・中学校にスクールカウンセラー*を配置、各中学校に不登校対策相談員を配置、教育センターに専任相談員を配置することで、教育相談体制の充実を図ります。
- 専任相談員による児童生徒・保護者の来所相談、電話相談を実施し、児童生徒や保護者などの悩みや問題についてサポートを行います。
- 教育センター内の教育支援センター及び校内教育支援センター指導員による児童生徒の学習支援や相談対応を行い、不登校児童生徒の居場所づくりや、不登校の未然防止につなげます。
- 校内教育支援センターでの学習支援や、各教室からのオンライン授業を通して、不登校児童生徒の学習の機会を保障します。
- 乗り入れ授業、中学校体験入学などの小中一貫教育*の取組を通して、小・中学校間の情報共有を図り、児童の中学校入学に対する不安軽減を図ります。
- 特別活動を推進し、望ましい集団活動を通して、児童生徒の相互理解を深め、不登校を未然に防ぎます。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
不登校児童生徒数の割合 (小学校)	1.5%	0.4%	国や県の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で、全国・埼玉県平均の数値以下を目標として、設定しました。
不登校児童生徒数の割合 (中学校)	6.0%	2.3%	



不登校対策委員会

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策4 体力の向上と学校体育活動の推進

現状と課題

生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校における授業や体育的行事、運動部活動などの充実を図り、運動好きな児童生徒を育てていくことが大切です。そのために、小・中学校では、新体力テストを実施し、自校の実態を把握するとともに、指導方法の工夫改善を図ってきました。本町の児童生徒の体力は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、年々低下の傾向が見られ、新体力テストにおける5段階評価で上位3ランク（A+B+C）の児童生徒の割合が低下しています。

今後、体育授業の充実を基盤としながら、体育的行事や運動部活動、休み時間の外遊びなどにおける体育的活動を充実させ、体力の向上を図ります。また、各中学校へは、部活動外部指導員の配置や部活動地域展開により、生徒が学校外でも運動に親しんだりすることで、生徒の技術力の更なる向上を図り、生涯スポーツへの基盤を作ります。

施策の方向性

- 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の体力の向上に取り組みます。
- 体育授業時の運動量の確保と指導方法の工夫・改善を図ります。
- 部活動において、専門性を生かした指導の充実のため、部活動外部指導員の配置や部活動地域展開を推進します。

主な取組

- 教員の指導力の向上を目指し、体力向上推進委員会の開催と充実した体育授業研究会を実施し、小・中学校の取組の共有と、自校の体力課題の解決に向けた取組の充実を図ります。
- 小・中学校教員が連携し、小・中学校9年間を見通した体育科指導の充実を図ります。
- 新体力テストの結果を中学校区ごとに分析し、体力課題に応じた体育的活動を具体化し、小・中学校それぞれの年間指導計画に位置づけます。
- 各中学校において、部活動外部指導員を配置し、生徒の運動技術の向上及び体力の向上を図ります。
- 部活動地域展開を推進し、生徒が多様な活動ができる環境の整備を進めます。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
文部科学省新体力テストの5段階評価で上位3ランク（A+B+C）の児童生徒の割合	小学校 75.8% 中学校 74.4%	小学校 85%以上 中学校 88%以上	児童生徒の健康増進のため、体力合計点のうち（A+B+C）の児童生徒の割合について、現状値からの向上を目指し、設定しました。

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策5 食育の推進と学校給食の充実

現状と課題

社会状況の変化に伴い、児童生徒の食生活の乱れが指摘されています。食生活の第一義的な役割は、家庭にあります。児童生徒が「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校においても食育推進体制を整備していく必要があります。

本町においては、地場産物について、献立表に明示するとともに、食育の授業における体験や給食献立に取り入れることにより、地場産物に対する興味や関心を高めることができました。また、学校給食だよりで「食」に関する様々な情報を提供することにより、食の大切さや食文化に対する関心を深めることができました。

食育も期待できる充実した学校給食を提供するために、今後も地場産物を活用した献立作成が大切ですが、営農者の減少などにより安定量の確保が課題となっています。また、安全・安心な学校給食を提供するため、調理施設の維持管理や衛生管理、安全・安心な食材を確保することが必要です。

児童生徒の健康増進・食育の推進を図るため、小・中学校において健康・食育指導を実施してきました。今後もこれまで以上に健康教育（早寝、早起き、朝ごはん）及び食育を推進していく必要があります。

施策の方向性

- 児童生徒の健康増進・食育の推進を図るため、小・中学校における健康教育（早寝、早起き、朝ごはん）・食育指導を実施します。
- 小・中学校9年間を見通した食育の年間指導計画を作成し、発達段階に応じた食育を行います。
- 知・徳・体の基盤となる食育を推進するために、学校給食を活用した食育を推進・実施するとともに、安全・安心な学校給食を提供します。
- 児童生徒の郷土愛と食への関心を育むため、地場産物を活用した特色のある献立の提供や「食」に関する情報提供を行います。

主な取組

- 全ての小・中学校で、栄養教諭による「食」に関する指導を実施し、食育の推進を図ります。
- 児童生徒の健康教育（早寝・早起き・朝ごはん）及び食育を推進します。
- 各学校において、朝食の喫食率などを把握し、児童生徒への指導及び保護者への啓発を行います。
- 新鮮で安全な地場産物や四季折々の旬の食材を効果的に活用し、食文化の継承と安全・安心で美味しい学校給食を提供します。

- 体験教室や体験学習、学校給食だよりを通して、地域の食材や「食」に対する関心を高めます。
- 安全・安心な学校給食を提供するため、民間活力も活用し、より一層の衛生管理に努めます。
- 「毛呂山町食物アレルギー生活管理指導表」を活用し、食物アレルギーのある児童生徒に対して、各学校において組織的に対応し、事故防止に努めるよう指導・助言を行います。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
栄養教諭による「食」に関する指導実施率	66.6%	100%	栄養教諭による食育についての専門的な授業を実施し、児童生徒の食生活への理解の向上を目指し、設定しました。
毎朝朝ごはんを食べている児童生徒の割合	小学校 84.0% 中学校 75.3%	小学校 90% 中学校 80%	全国学力・学習状況調査質問紙で、全国平均の数値を上回ることを目指し、設定しました。



とうもろこし皮むき体験

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策6 人権を尊重した教育の推進

現状と課題

道徳教育や特別活動などにより人権を尊重できるよう児童生徒を育成し、人権尊重の理念や新たな人権問題など、様々な人権問題に対する理解を深めるため、学校・家庭・地域とともに、児童生徒が発達段階に応じて人権に関する正しい知識を身に付ける必要があります。本町では、人権教育指導者研修会を開催し、教員の指導力の向上を図っています。また、人権教育6校合同講演会では、地域の実情や社会情勢に応じた講演を行い、教員が計画的・系統的に指導することの大切さを学んでいます。さらに、授業研究会を開催し、人権教育の指導方法の工夫改善を図り、相手の気持ちを考えて行動できるようさらに指導、教育を行っていきます。

児童生徒が発達の段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けるとともに、人権課題が多様化している現代において、教職員が児童生徒一人一人の価値観を理解し、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を育成する必要があります。また、男女共同参画の視点に立った教育や新たな人権課題に対応した人権教育を推進していくことが大切です。

施策の方向性

- 様々な人権課題についての理解と課題解決に向けて、教職員自身の人権感覚を磨き、児童生徒の人権感覚を育成する教育活動を推進します。
- 児童生徒を性暴力の当事者にしない教育を推進します。
- 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

主な取組

- 教職員対象の人権教育6校合同講演会の実施により、教員の人権課題に対する理解を深めます。
- 現地研修を取り入れた人権教育指導者研修会を実施し、同和問題などの人権問題についての理解や認識を深め、教員としての資質向上と指導力の充実に努めます。
- 各学校における人権教育の推進に向けた様々な取組の実施により、児童生徒が発達段階に応じた人権に関する正しい知識を身に付け、男女共同参画の視点に立った教育や人権尊重の理念、LGBTQ+*といった新たな人権課題など、様々な人権課題に対する理解を深めます。
- 「人権感覚育成プログラム」を活用した授業研究会において、人権教育の指導方法の工夫・改善を行い、参加体験型学習*の実施や児童生徒の豊かな人権感覚の育成を図ります。
- 児童生徒を性暴力の当事者にしないために、生命の尊さを学ぶ取組を通して、一人一人を尊重することができる児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。

- ヤングケアラー*問題や虐待などから児童生徒を守るため、学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員などを対象とした研修の充実を図り、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
やさしい言葉遣いができる児童生徒の割合の向上	小学校 81.5% 中学校 88.9%	小学校 95.0% 中学校 95.0%	「埼玉県学力・学習状況調査」の質問紙調査において、相手の気持ちやその場の状況を考え優しい言葉遣いができると回答する児童生徒の割合の上昇を目指し、目標値を設定しました。
「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した学校の割合	100%	100%	全ての小・中・高等学校で人権感覚育成のための参加体験型の授業などが実施されることを目指して、目標値を設定しました。

基本目標Ⅲ

質の高い学校教育を推進するための環境の充実

【施 策】

- 1 教職員の資質の向上
- 2 安全・安心な学校づくりの推進
- 3 教育環境の整備・充実

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

施策1 教職員の資質の向上

現状と課題

次世代を担う児童生徒一人一人を認め、育むためには、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。本町においても県と同様に、経験の浅い教職員が多く、教員一人一人の指導力の向上を図っていく必要があります。現在、県教育委員会と本町教育委員会が連携した学校指導訪問による指導を計画的に実施しています。また、教育センターの学校教育指導員が初任者から中堅教員までの授業を参観し、指導を行い授業力の向上に努めています。さらに、学力向上対策委員会で作成した「学力向上毛呂山プラン」をもとに、児童生徒にとって分かりやすい授業展開の仕方が統一されています。

教職員の不祥事防止については、管理職を通して、教職員への指導が徹底されています。

今後も教職員の資質・能力の向上を図り、優れた指導力と使命感を兼ね備えた教職員を育成するため、教職員の経験年数や年齢などに応じた研修を行い教育力を高めていきます。また、主体的・対話的で深い学びによる授業展開ができるよう研修を充実させていきます。併せて、ICTを活用した授業づくりや、児童生徒の情報モラル、情報活用能力の育成に向けた研修を充実させていきます。また、教職員の働き方改革を推進するとともに、教職員の不祥事根絶に向けた取組を推進します。

施策の方向性

- 小・中学校9年間の連続した教育課程の実現のため、町立小・中学校で統一した学習規律、学習の流れを共通理解、共通行動できるようにします。
- 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業展開ができるように、研修、授業研究会を実施し、教職員の資質向上を目指します。
- 教職員の経験年数に応じた研修会の実施、授業公開を実施します。
- ICTを活用した授業展開や、児童生徒の情報モラル、情報活用能力の育成に向けた研修を行います。
- 人事評価制度を活用し、教職員一人一人のキャリア段階にあった指導を継続します。
- 教職員の働き方改革の更なる推進や、教職員の不祥事根絶のための研修を行います。

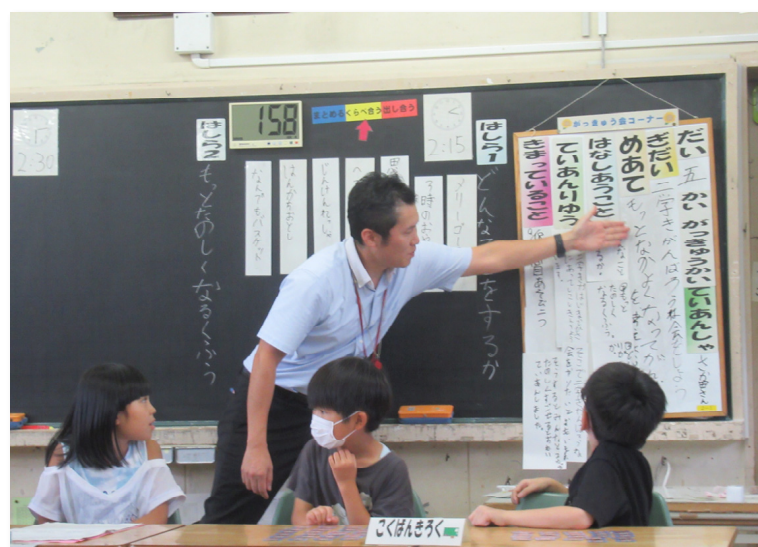
主な取組

- 学習指導要領に対応した各教科・領域別授業研究会を開催し、教科担当教員の授業力の向上を目指します。
- 学校教育指導員による初任者、2・3年経験者、若手・中堅教員、臨時的任用教員を対象に授業参観を行い、指導・助言により授業改善を目指します。
- 望ましい学級づくりができるよう、専門の指導者を招いた特別活動の研修や授業研究会を実施し、教員の資質の向上を目指した指導・支援を行います。

- 各学校が共通理解・共通指導ができているかを見届けるとともに、学力向上対策委員会を通して課題を共有し検討していくなど、教員の指導力・授業力の向上について指導の徹底を図ります。
- タブレット端末など、ICTを活用して児童生徒の学びを深める授業を実施します。また、情報モラル、情報活用能力を育成するための研修を実施し、発達段階に応じて指導します。
- 人事評価制度を活用し、キャリア段階に応じて教職員一人一人の資質の向上を図ります。
- 教員業務支援員の効果的な活用や、学校における働き方改革の好事例について情報共有を行い、教員の働き方改革の更なる推進を図ります。
- 「不祥事防止研修プログラム」を活用した定期的・継続的な研修を実施し、教職員の倫理観の向上を図ります。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
授業力を向上するための研修会の実施率（年次研修・若手教員研修）	100%	100%	各種研修会を実施することにより、教員の授業及び指導力向上を目指し、目標値を設定しました。
ICTを活用して学びを深めることを指導できる教員の割合	78.4%	100%	児童生徒のタブレット端末1人1台環境が整備される中で、「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、全ての教員がICTを活用して指導できることを目指し、目標値を設定しました。
教職員の懲戒処分件数	0件	0件	教職員による不祥事は、児童生徒やその保護者、地域住民の信頼を著しく失わせ、決してあってはならないものであることから、この指標を設定しました。



教職員資質向上のための研修

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

施策2 安全・安心な学校づくりの推進

現状と課題

学校や通学路などにおける様々な事件、事故、災害から児童生徒を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を身に付けることが求められています。

本町においては、各学校の危機管理マニュアルに基づき、避難訓練などで児童生徒の危機対応能力を育成しています。また、西入間警察署と連携し各小・中学校で自転車の乗り方指導教室を実施するなど、実践的な指導を行っています。さらに、地域学校協働活動*にて学校と地域の防犯体制の充実を図っています。食物アレルギーへの対応についても危機管理マニュアルをもとに徹底しています。

今後も、児童生徒の危機対応能力を育成するために避難訓練の計画的な実施と災害種別による対応や不審者対応など、様々な危機を想定した訓練の実施が必要です。

小中一貫教育合同研修会などにおいて、各学校の取組内容をまとめ、協議する機会を設けるとともに、学級活動や学校行事の中に危機対応能力の育成を図る活動を位置づけ、内容の充実が図れるよう支援していきます。

さらに、学校が、組織として危機管理を適切に行えるよう、学校や教職員の危機管理能力の向上を図ります。

施策の方向性

- 児童生徒の安全と安心を確保するため学校安全計画を整備し、適切に実施するとともに、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒が自ら危機対応能力の基礎を身に付けることができる教育を推進します。
- 食物アレルギーのある児童生徒の誤食を防ぐために、組織的な支援体制の整備を行います。
- 児童生徒の安全な登下校のために、学校・家庭・地域が連携した取組の充実を図っていきます。
- 熱中症や、水の事故防止に向けた安全教育の充実を図っていきます。

主な取組

- 危機管理マニュアルの毎年の見直しや周知、避難訓練（地域合同避難訓練など）及び西入間警察署と連携した交通安全教室の実施により、実践的な指導の充実を図ります。
- 児童生徒や教職員の危機対応能力を育成するために、警察などと連携して避難訓練の計画的な実施と災害種別や不審者対応など、様々な危機を想定した実効性のある訓練の実施を推進します。

- 水泳指導中の事故や熱中症などに対応するため、関係機関と連携し、教職員対象のAED使用に係る研修を行います。また、児童生徒についても発達段階に応じてAED使用について指導します。(小学校5年保健、中学校2年保健体育)
- 小中合同一斉下校などを実施するとともに防犯ボランティア団体及び地域と連携した登下校時の安全指導の推進により、日頃の安全や防犯に対する意識を向上させ、危機対応能力の育成を図ります。
- スクールガード*養成講習会や地域学校協働活動ボランティアによる登下校の見守り、小中合同一斉下校、小中合同引き渡し訓練を継続して行い、学校・家庭・地域が協力して、児童生徒の安全な登下校の支援を行います。
- 「毛呂山町食物アレルギー生活管理指導表」をもとに、食物アレルギーのある児童生徒に対して各学校において組織的な対応ができるよう指導・助言を行います。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
警察などと連携した防犯研修等を教育活動に生かしている教職員の割合 (学校評価)	—	100%	全ての学校で警察などと連携した訓練などを実施し、教職員が日々の来校者対応や毎月の安全点検に生かすことで、安全・安心な学校づくりを実現するために、目標値を設定しました。



避難訓練での避難所設営体験

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

施策3 教育環境の整備・充実

現状と課題

町立小・中学校施設は、老朽化が進んでおり施設の改修などが必要な時期を迎えているため、中学校施設においては大規模な改修工事が終了しています。また、小・中学校施設については適宜修繕などを実施し安全な教育環境の維持に努めてきました。さらに、暑さ対策として空調設備を平成26・27年度に普通教室、令和5年度に特別教室、令和6年度に体育館に設置し学習環境の改善を図りました。

ICT環境*の整備としては、GIGAスクール構想*第1期に基づき令和2年度に1人1台タブレット端末を整備し、令和7年度に一部更新しました。

今後、老朽化が進んだ施設については継続利用を図るための安全点検を実施し、適宜修繕を図っていくとともに、令和6年3月に策定した毛呂山町立小・中学校編成計画をもとに中学校区ごとの小中一貫校を目指し、より安全・安心で快適な学習環境づくりを進めていくことが必要です。ICT環境*の整備については国が進めるGIGAスクール構想*第2期を念頭に計画的に更新を図り学習環境の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- 学校の施設・環境整備を計画的に進めます。
- 快適な学習環境づくりを進めます。
- 学校ICT環境*整備を計画的に更新します。
- 中学校区ごとに集約し小中一貫校の開設を目指します。

主な取組

- 小・中学校施設については安全点検を実施し、適宜修繕を行い保全を図ります。
- 児童生徒1人1台学習用タブレット端末を計画的に更新し、有効活用していきます。令和7年度にタブレット端末の更新を実施しており、引き続き令和8年度以降も計画的な更新を行っていきます。
- 毛呂山町立小・中学校編成計画に基づき児童生徒にとってより良い小中一貫校の環境整備を図ります。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
タブレット端末を活用した家庭学習の満足度	37.4%	100%	タブレット端末を含めた家庭学習が児童生徒に定着することにより学力向上が期待できるため目標値を設定しました。

基本目標Ⅳ

家庭・地域の教育力の向上

【施 策】

- 1 家庭教育支援体制の充実
- 2 放課後を活用した児童生徒への学習支援
- 3 地域と連携、協働した教育の推進

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策1 家庭教育支援体制の充実

現状と課題

家庭は、乳幼児期から自己肯定感、自己有用感を育成するとともに、子どもたちの基本的な生活習慣や倫理観、自立心、自制心などを身に付ける上で重要な役割を担っています。本町では、啓発パンフレットの配布や学習機会の提供を通して、家庭での学習や家庭教育を支援してきましたが、家庭環境の変化や地域社会のつながりの希薄化、子どもたちを取り巻く環境や生活様式などが大きく変化している中で、子育てについての悩みや不安を抱える保護者も増加傾向にあります。

このため、子どもと大人がふれあえる機会の場や家庭教育の重要性の意識を高めるとともに、より良い環境で子育てが行えるよう、関係機関と連携し、相談・支援を充実させ、学校・家庭・地域が一体となって子育てに取り組むことが重要となります。また、家庭教育は核家族化が進み保護者の子育ての負担や不安が増えており、家庭教育に関する支援が必要です。

施策の方向性

- 子どもと大人と一緒に学び、楽しくふれあえる機会の場を提供します。
- 共働き世帯の増加や仕事と家事の両立などに配慮した家庭教育に関する学習機会の提供やすべての家庭と子どもを孤立させないため、社会全体での家庭教育支援に取り組むよう努めます。

主な取組

- やる気アップデー*（毎月第一日曜日）を実施します。
- 家庭啓発パンフレット「のびよ！毛呂山っ子*」などによる家庭教育の定着を推進します。
- 子どもと大人と一緒に学び、楽しくふれあえる「キッズチャレンジ事業」を実施します。
- 保護者を対象に、家庭教育の大切さ・親の役割・子どもとの関わり方についての「親の学習講座」を開催します。
- 子育ての親に対する相談機会を設けるなど、関係機関と連携し支援に努めます。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
児童生徒アンケートで家庭学習ができている生徒の割合	小学校 92.0% 中学校 87.2%	小学生 100% 中学生 100%	「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査において、家庭学習ができていると回答する生徒の割合の上昇を目指し、目標値を設定しました。
親の学習講座参考度	93.86%	95%	「親の学習」講座は子育て中の親を対象に家庭教育の大切さなどの学習機会として実施しており、今後において、家庭教育の大切さ・親の役割・子どもとの関わり方について手がかりとなるよう、指標として設定しました。指標数値はアンケートで「大変参考になった」、「参考になった」と回答した合計の割合を数値とし、目標値はアンケートを収集し、より良い講座を目指すため設定しました。
キッズチャレンジ事業満足度	—	95%	子どもと大人と一緒に遊び・学ぶことで、地域社会とのつながりを深め、子どもたちのコミュニケーション能力の向上や子どもと大人の絆の構築を図るため、指標として設定しました。指標数値はアンケートで「大変良かった」、「良かった」と回答した合計の割合を数値とし、目標値はアンケートを収集することで、より良い事業とするため設定しました。

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策2 放課後を活用した児童生徒への学習支援

現状と課題

家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、家庭を取り巻く環境が変化する中で、児童生徒の学習意欲を高め、家庭において学習習慣を身に付けることが求められています。これまでも、放課後の児童の居場所づくりを目的として、地域住民の参画による放課後子ども教室を開催してきました。しかし、参加児童の偏りや、学習へ気持ちが向かない児童への対応に課題がありました。また、家庭学習について、宿題については取り組んでいるようですが、自主的に行う家庭学習ができていない児童生徒が多い状況です。

現在、放課後の空き教室を活用した学習の専門家による学習教室の実施や、ICTを活用した学習機会を提供し、児童生徒が学習の楽しさを実感し、家庭でも意欲的に学習に取り組む力の育成を図っていきます。

施策の方向性

- 放課後の教室を活用し、小学5・6年生を対象に毛呂山町ステップアップ教室*及び中学1・2年生を対象に中学生学力アップ教室*を実施します。
- 学童保育所と連携した学習機会を提供します。
- AIドリル*を家庭学習で活用し、児童生徒の学習習慣の定着を図ります。

主な取組

- 小学5・6年生を対象に、毛呂山町ステップアップ教室*を実施し、学習塾講師による学習機会を提供することで、基礎学力の向上と家庭学習習慣の定着を図ります。
- 中学1・2年生を対象に中学生学力アップ教室*を実施し、生徒に学習の仕方について指導し、家庭学習の習慣化を図ります。
- AIドリル*を家庭学習で活用し、児童生徒の学習習慣の定着を図ります。
- 学校で活用しているAIドリル*を学童保育所で活用し、学童保育所と連携して児童の家庭学習の習慣化を図ります。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
毛呂山町ステップアップ教室*参加者の埼玉県学力・学習状況調査における学力の伸び	—	R12年度 県数値	毛呂山町ステップアップ教室*の実施により、埼玉県学力・学習状況調査において、県平均と同等の学力の伸びを目標とし、目標値を設定しました。
中学生学力アップ教室*参加者の学力の埼玉県学力・学習状況調査における伸び	—	R12年度 県数値	中学生学力アップ教室*の実施により、埼玉県学力・学習状況調査において、県平均と同等の学力の伸びを目標とし、目標値を設定しました。
家庭学習ができていない児童生徒の割合	小学校 92.0% 中学校 87.2%	小学校 100% 中学校 100%	「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査において家庭学習ができていると回答する児童生徒の割合の上昇を目指し、目標値を設定しました。

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策3 地域と連携、協働した教育の推進

現状と課題

児童生徒は、地域の大人との日常的な触れ合いや様々な体験を通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けていきます。そのため、教育に関する町民の関心と理解を一層深め、学校・家庭・地域が目標を共有し、地域全体で教育に取り組む必要があります。

そこで、中学校区を単位として学校運営協議会*を設置して、保護者及び地域住民と連携を図り、学校運営の改善及び、児童生徒の健全育成に取り組んでいます。また、学校評価を行い、PDCAサイクル*を活用して、学校の教育活動について改善を図っています。

小・中学校全てに学校応援団*が組織され、また、保護者や地域住民と連携し、スクールガード*などによる登下校の安全・安心の支援体制が推進されました。さらに地域学校協働活動推進員*を中心に地域住民の参画を得ながら、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、様々な活動を行い、学校と地域で児童生徒の学びや成長を支えることができました。

学校支援活動の充実に向けて、地域学校協働活動推進員*が学校担当者などと連携し、学校支援活動に参画する地域住民や様々な団体とのネットワークづくりをさらに進めるために新たな人材の育成を図っていく必要があります。また、児童生徒数の減少に伴い、学校応援団*の人材も減少している中、学校ごとの取組に差が出てきています。

今後、学校と家庭、地域が、児童生徒の成長にそれぞれの立場から携わるために、現在各学校で取り組んでいる小中一貫教育*や、学校運営協議会*制度、地域学校協働活動*について、地域全体に更なる周知を図り、推進していきます。

施策の方向性

- 学校運営協議会*における意見を生かして地域と学校の連携を深めていきます。
- 幅広い分野からの人材の確保、学校間で人材の共有を図ります。
- 地域学校協働活動推進員*を中心に学校担当者などと連携し、各学校の事業や支援内容の情報共有や、支援活動の効率化を図ります。

主な取組

- 中学校区を単位とした学校運営協議会*を開催し、保護者及び地域の住民の参画を促進し、連携の強化を図ることにより、学校運営の改善などに取り組めます。
- 授業や行事などのサポート情報を提供し、学習支援や環境美化、登下校の見守り、学校行事の協力など支援活動の推進を図ります。
- 幅広い分野からの人材を確保するため、募集活動を推進するとともに、地域学校協働活動の周知を図ります。
- 地域学校協働活動*の拠点となるコミュニティ・ルームの活用を図ります。

- 学校評価を行い、PDCAサイクル*を活用して、学校運営の改善を図るとともに、小中一貫教育*とそれを支えるコミュニティ・スクール*について教職員の理解を促進し、学校と地域が協働しやすい体制を整えます。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
ボランティア登録数	390人	430人	学校支援活動の充実のため、幅広い分野からの人材を確保することは重要であるため、設定しました。指標数値は6校の学校応援団と地域学校協働活動ボランティアを合計した数値とし、目標値を令和6年度の390人に対して10%増に設定しました。
ボランティアの活動日数	965日	1,000日	地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動は重要であるため、設定しました。指標数値は6校の学校応援団活動日数と地域学校協働活動ボランティア活動日数を合計した数値とし、目標値を令和6年度の965日に対して4%増に設定しました。
小中一貫教育*に関するアンケートにおける肯定的な回答の割合（教職員・保護者対象）	85.7%	95%	小中一貫教育*やコミュニティ・スクール*について周知を図り、小中一貫教育*とそれを支えるコミュニティ・スクール*をさらに推進していくため、目標値を設定しました。



地域学校協働活動

基本目標Ⅴ

生涯を通じた多様な学習活動の振興

【施策】

- 1 生涯を通じた学習推進体制の整備・充実
- 2 生涯を通じた学習機会の提供と学習活動の支援
- 3 人材の育成と学習成果の地域還元
- 4 地域と連携した青少年健全育成活動の推進
- 5 人権教育の推進

基本目標Ⅴ 生涯を通じた多様な学習活動の振興

施策1 生涯を通じた学習推進体制の整備・充実

現状と課題

生涯学習とは、教育基本法に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念が明記されています。

AIなどの技術を活用する超スマート社会（Society 5.0）*に向けて社会が大きな転換期を迎える中、人々の働き方やライフスタイルにも大きな変化が訪れており、生涯学習を取り巻く環境にも影響を与えることが考えられます。

本町ではこれまでも利用者が快適に生涯学習、スポーツ活動を行えるよう社会教育施設の適切な管理運営を行ってきました。

今後はさらに関係機関や団体等と連携し、多様なニーズに応じた生涯学習体制の整備・充実に努める必要があります。

施策の方向性

- 社会教育施設（図書館・公民館・歴史民俗資料館・各体育施設）の長寿命化を図り、利用者が快適に使用できるよう適切な維持管理を行います。
- 図書館、総合公園体育館及び各体育施設については、指定管理者と連携して利便性の向上を図り、適切な管理運営に努めます。
- 関係機関や団体、近隣大学等と連携体制の充実に努めます。

主な取組

- 図書館、公民館、歴史民俗資料館及び各体育施設の定期的な施設点検や計画的な修繕を行い、利用者が快適に使用できるよう、適切な維持管理を行います。
- 指定管理者と連携し、サービスの向上に努めます。
- 社会教育に関する諸計画の立案に対して、教育委員会が社会教育委員から答申・助言・提言を得るための定例会議を開催します。また、社会教育指導員、社会教育主事の配置など、生涯学習体制の整備に努めます。
- 利用者懇談会を通して利用者の意見を集約し、快適で利用しやすい公民館運営に努めます。
- 関係機関、団体、近隣大学等と連携した取組を推進します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
図書館利用者の満足度	65.3%	72%	利用者が快適に生涯学習を行えるよう社会教育施設の適切な管理運営には必要と考え指標として設定しました。指標数値はアンケートで「満足」、「ほぼ満足」と回答した合計割合を数値とし、目標値は令和6年度より10%増を目指すため設定しました。
図書館利用者数	53,107人	54,700人	図書館利用者数は適切な管理運営には必要と考え指標として設定しました。目標値は令和6年度より3%増に設定しました。
中央公民館利用者数	32,906人	33,900人	中央公民館利用者数は適切な管理運営には必要と考え指標として設定しました。目標値は令和6年度より3%増に設定しました。
東公民館利用者数	22,697人	23,400人	東公民館利用者数は適切な管理運営には必要と考え指標として設定しました。目標値は令和6年度より3%増に設定しました。
歴史民俗資料館利用者数	9,946人	10,300人	歴史民俗資料館利用者数は適切な管理運営には必要と考え指標として設定しました。目標値は令和6年度より3%増に設定しました。



図書館

基本目標Ⅴ 生涯を通じた多様な学習活動の振興

施策2 生涯を通じた学習機会の提供と学習活動の支援

現状と課題

現在、私たちを取り巻く環境は少子高齢化の進行、高度情報化社会やグローバル化の進展など、様々な変化が急速に進んでおり、人々の意識や価値観の多様化も進んでいます。人生100年時代*を迎え、生涯を通じて充実した生活が送れるよう、様々な学習機会を提供していくことが必要です。本町ではこうした社会の課題に対し、「いきいき大学もろやま」や単位老人クラブを対象とした「寿大学」などの講座をこれまでも開催しています。図書館では図書館資料の貸出・閲覧及びレファレンスサービス*や展示などによる情報の提供など様々なサービスを行っています。また、インターネットを通じて、パソコンやタブレット端末、スマートフォンから図書の貸出予約などのほか、令和4年10月からは、もろやま電子図書館*を開始しています。

しかし、生涯学習関連講座・教室・イベント情報を広報紙、ホームページ、LINEなどで発信しても、参加者や利用者が増えない現状です。

今後も、様々な世代の方々が必要な時にいつでも自由に学ぶことのできる場所や機会の提供がより一層できるよう、町民の学習活動を支援していくため、これまで以上に学習機会の提供に努めていく必要があります。

施策の方向性

- 生涯学習関連講座・教室・イベント情報を広報紙、ホームページ、LINEなどで発信するとともに各団体へ情報の提供を図ります。また、アンケートをもとに町民のニーズや時代の変化に対応した学習機会を提供します。
- 新たな課題や地域の課題に対応した講座を開催します。
- 町民が地域や社会で活躍できるような講座の充実に努めます。
- 様々な世代の方々がいつでも必要な時に自由に学ぶことのできる場所を提供します。

主な取組

- 町民が興味のある内容を学ぶことができる講座を開催します。
- 心身ともに健康で、より充実した生活が送れるよう、また、積極的に地域に貢献できる人材を育成するために、身近で現代的な課題を取り上げた、「いきいき大学もろやま」を開催します。
- 町内の単位老人クラブ会員を対象に、高齢者の生涯学習の一環として生活課題などを取り上げた「寿大学」を開催します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
生涯学習関連事業参加者満足度	91.6%	95.0%	今後の生涯学習関連講座・教室などの事業に対して、さらに充実させていくには参加者の満足度は重要と考えており、指標としました。指標数値はアンケートで「大変良かった」、「良かった」、「とても満足」、「満足」と回答したの合計の割合を数値とし、目標値は令和6年度より4%増に設定しました。
いきいき大学もろやま参加者数	279人	295人	心身ともに健康で、より充実した生活が送れるよう、また、積極的に地域に貢献できる人材を育成するために、身近で現代的な課題を取り上げた、「いきいき大学もろやま」の参加者数を指標としました。目標値は令和6年度より5%増に設定しました。
寿大学参加者数	153人	160人	高齢者の生涯学習の一環として生活課題などを取り上げた「寿大学」の参加者数を指標としました。目標値は令和6年度より5%増に設定しました。



寿大学

基本目標Ⅴ 生涯を通じた多様な学習活動の振興

施策3 人材の育成と学習成果の地域還元

現状と課題

町民が生きがいをもち、生涯にわたって自ら学んでいくためには、団体や個人が学習の成果を評価され、生かす機会や発表ができる場が必要です。

本町ではこれまで、芸能音楽祭や中央公民館まつり、東公民館ふれあい文化祭などを開催し、町民の学習成果の発表機会を提供してきましたが、サークルについては、高齢化により会員が減少しています。また、生涯学習ボランティア人材バンクには様々なジャンルの個人や団体が登録していますが、特定の人材しか活用されていないのが現状です。

今後は、学習成果の発表機会のみならず、学習した成果を地域のために生かし、生きがいづくりにつなげていくことが大切です。

施策の方向性

- 学習成果を発表し、評価するだけでなく、地域のために生かせる機会を提供し、学習成果を地域に還元できる仕組みづくりを進めます。
- 生涯学習ボランティア人材バンクなどの指導者情報の充実に努め、有効活用を促進します。

主な取組

- 町民が学習活動で培った成果を発表する場として、芸能音楽祭や中央公民館まつり、東公民館ふれあい文化祭などを開催します。
- 様々な学習活動や職業などで培った技能や知識を児童生徒に伝えるゲストティーチャー*への取組を推進し、双方の学びの意欲を高めます。
- 暮らしに役立つ様々な知識、技能、経験をもつ人材を募り登録し、地域の団体や学校などの求めに応じて登録者を紹介し、講師や協力者として活躍する生涯学習ボランティア人材バンク制度を推進します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
ゲストティーチャー*参加件数	26件	36件	サークルなどが小・中学校の授業などに参加し学習の成果を生かすことが重要と考え年間2件増やすことを目指して、目標値を設定しました。
生涯学習ボランティア人材バンクの利用回数	9件	20件	様々な知識、豊かな経験をもっている地域の方が自治会・子ども会・PTA・施設などの行事で活躍する機会を提供するため、年間2件増やすことを目指して、目標値を設定しました。

基本目標Ⅴ 生涯を通じた多様な学習活動の振興

施策4 地域と連携した青少年育成活動の推進

現状と課題

現代社会においては、スマートフォン、パソコン、ゲーム機などのインターネット接続機器の普及に伴い、子ども・若者のインターネット利用時間は増加し、低年齢化も進むほか、違法・有害情報、SNSに起因する犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめなど、インターネット利用の弊害も深刻になっています。また、少子高齢化や核家族化が加速し、親子の会話や共有の時間が減り、家庭でのコミュニケーションが希薄化しています。今後は、従来からの各種団体による青少年活動への支援に加え、青少年に対して様々な体験を通じて学び成長するための場やインターネット上の違法・有害情報への対応などの活動に取り組む必要があります。

施策の方向性

- 青少年関係団体と連携し、活動の支援に努めます。
- 青少年関係団体との青少年育成に関するこれまでの取組に加え、インターネット上の違法・有害情報から青少年を守る取組を推進します。

主な取組

- 児童生徒の健全な成長を図る上で重要な役割を果たすPTA連合会や子ども会、青少年相談員協議会などの青少年関係団体への支援を行います。
- 中学生を対象に本町行事などのボランティア活動を通じて、リーダーとして育成する初級ジュニアリーダー養成講習会を支援します。
- 豊かな郷土さいたまを知るとともに、仲間を大切にし、協力する心を育てることを目的に「彩の国21世紀郷土かるた大会」を毛呂山町子ども会育成会連絡協議会との共催で開催します。
- 青少年の非行や被害を未然に防ぐよう、青少年育成団体とインターネットにおける危険性などについて、啓発活動を行います。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
初級ジュニアリーダー養成認定者	8人	13人	中学生を対象に子ども会活動や地域活動などを行って、子どもたちのリーダーを育成することは大切と考え年間1人増やすことを目指して、目標値を設定しました。
かるた大会参加者数	54人	100人	彩の国21世紀郷土かるたを通して、豊かな郷土さいたまを知るとともに、仲間を大切にし、協力する心を育てるため目標値を新型コロナウイルス感染症感染拡大前の参加者98人を参考に設定しました。
非行防止街頭キャンペーン参加者数	32人	40人	青少年の非行防止啓発活動の取組を指標とし、目標値を令和6年度より25%増に設定しました。

基本目標Ⅴ 生涯を通じた多様な学習活動の振興

施策5 人権教育の推進

現状と課題

本町では、人権感覚を身に付け、お互いが尊重し合える共生社会の実現を目指しています。町民一人一人が人権問題を正しく理解し、日常生活の中でも人権への配慮がもてるよう、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人、同和問題やSNSによる人権侵害などの様々な人権課題について講師を選定し、「人権教育指導者養成研修事業」や「生涯学習人権教育講座」を実施して人権啓発に努めてきました。しかし、町民を対象にした生涯学習人権教育講座では参加者の固定化が見られ、特に若年層は少数でした。今後も、人権に関わる学習を推進し、人権意識を高め、差別や偏見のない社会を形成していく必要があります。

施策の方向性

- 多くの町民が、人権感覚を身に付けられるよう、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮がもてる人権教育を継続して推進します。
- テーマや講師の選定を工夫し、人権尊重の意識を高められるような講座を開催します。
- 様々な世代の方々が、研修や講座に参加できるよう周知の方法について改善に努めます。

主な取組

- 役場職員、社会教育関係団体の役員、PTA役員、小・中学校教職員など、人権尊重の明るいまちづくりを率先して推進すべき立場にある人を対象に、様々な課題をテーマとする「人権教育指導者養成研修事業」を開催します。
- 様々な人権課題をテーマとし、一般町民対象の「生涯学習人権教育講座」を開催します。
- 様々な世代の方々が人権感覚を身に付けられるよう、広報紙、ホームページ、LINEなどで発信するとともに学校や各団体へ情報提供を図り、多くの方に参加できるよう周知します。
- 毛呂山町人権教育推進協議会の活動を支援します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
人権教育指導者養成研修事業や人権教育講座の理解度	62.6%	80%	女性、子ども、高齢者、障害のある人など、身近な人権課題に視点を当て、差別や偏見のない明るく住みよいまちづくりに役立てるための理解を深めてもらうことが必要であると考え、指標数値はアンケートで「大変深まった」と回答した割合を数値とし、目標値を年間4%程度増に設定しました。
人権教育指導者養成研修事業の参加者数	256人	280人	女性、子ども、高齢者、障害のある人など、身近な人権課題に視点を当て、講義を通して理解を深め、差別や偏見のない明るく住みよいまちづくりに役立てるため、研修の参加者数を令和6年度より10%増に設定しました。
生涯学習人権教育講座の参加者数	158人	175人	女性、子ども、高齢者、障害のある人など、様々な人権問題をテーマとした講義や見学会を通して理解を深め、差別や偏見のない明るく住みよいまちづくりに役立てるため、講座の参加者数を令和6年度より10%増に設定しました。

基本目標VI

生涯スポーツの振興

【施 策】

- 1 生涯スポーツの普及促進
- 2 スポーツ団体・人材の育成と活用
- 3 体育施設の整備と利用促進

基本目標VI 生涯スポーツの振興

施策1 生涯スポーツの普及促進

現状と課題

本町では生涯を通して日頃からスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、スポーツ推進委員が中心となって軽スポーツ出前講座などを実施しています。また、「スポーツフェスタもろやま」など各種イベントの実施により、スポーツを通じた地域交流・健康増進の場を提供しています。

しかし、少子高齢化が進む中、健康志向が高まっているものの、成人の週1回のスポーツ実施率は減少傾向にあります。特に高齢者の健康維持や体力向上が課題となっています。

今後は、多様化するニーズやライフステージに対応した生涯スポーツの普及と活動機会の充実が求められます。また、スポーツ団体の活動の場を確保し、地域のつながりを深めるよう、各種イベントや活動内容の充実を図り生涯スポーツの普及に努める必要があります。

施策の方向性

- 誰でも気軽に参加できる軽スポーツやウォーキングなど生涯を通して親しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及促進を図ります。
- ウォーキングマップを活用した健幸ウォーキング事業を実施します。
- 「スポーツフェスタもろやま」を開催します。
- スポーツ団体の身近な活動場所として、学校体育施設開放の充実を図ります。

主な取組

- 町内健幸ウォーキング事業を実施します。
- ゆずの里健幸ウォーク事業を実施します。
- 身近で気軽にスポーツを楽しむことができる軽スポーツ出前講座や大会を実施します。
- 誰でも気軽に参加できる場として「スポーツフェスタもろやま」を開催します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
成人のスポーツ実施率 (週1回以上)	36.3%	50.0%	町民が年齢問わず気軽に参加できる各種イベントの運営方法や種目の更なる工夫と軽スポーツ出前講座などの普及促進を図り、実施率向上を目指します。総合振興計画の住民意向調査で、スポーツ・レクリエーション活動を「週に1回以上行う」と回答した合計の割合を指標数値としました。「第3期スポーツ基本計画」での現状56.4%に対する目標設定を70%とした伸び率を勘案し、毛呂山町の現状からの改善目標として設定しました。
軽スポーツ出前講座件数	14件	24件	町民の求めに応じ講師を派遣し、軽スポーツ（モルック、ポッチャ、スカットボール、パタンク、グラウンドゴルフなど）の実技指導を行うことにより、身近な地域における町民のスポーツ活動の促進を図るため、指標として設定しました。目標値は年間2件増やすことを目指して設定しました。

基本目標VI 生涯スポーツの振興

施策2 スポーツ団体・人材の育成と活用

現状と課題

生涯スポーツを推進するためには、知識や経験が豊富な方々の協力が必要不可欠です。これまで、本町では、スポーツ団体の方々に協力をいただき多くのスポーツイベントを開催してきました。また、教室を行ったことによって新しい競技団体も結成され、町民の自主的なスポーツ活動を促進しました。

今後も時代の変化に応じた質の高い知識や指導力をもった指導者・協力者が必要となってきます。スポーツ推進委員やスポーツ団体構成員の研修会への参加を促進するとともに、スポーツイベントなどへの協力を含め、これまで以上に連携を強化し、本町の生涯スポーツを推進します。

施策の方向性

- スポーツ推進委員やスポーツ協会加盟団員などの人材育成研修会への参加を促進し、町や各スポーツ団体間の連携を強化します。
- スポーツ団体や人材の育成・支援を通して、スポーツやレクリエーション活動の充実に取り組み、町民の健康増進を図ります。

主な取組

- 毛呂山町スポーツ協会などのスポーツ団体に対し支援を行い、スポーツやレクリエーション活動の活性化を図ります。
- 町民のスポーツ活動を充実させるため、スポーツ協会やスポーツ推進委員との連携を強化します。
- スポーツ協会などの団体による、広く町民が参加しスポーツに親しめるイベントの充実を図ります。
- スポーツ推進委員などの更なる資質向上のため、軽スポーツ出前講座などへの協力及び国・県主催による各種研修会への参加を促進し、軽スポーツに関する知識や技術向上のための自主研修を実施します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
スポーツ推進委員の研修会参加延べ人数	49人	60人	定例(年6回程度)で行われる研修会において定員15人の約7割の参加を目標数値としました。

基本目標VI 生涯スポーツの振興

施策3 体育施設の整備と利用促進

現状と課題

総合公園体育館は、通常利用時や災害時に対応した改修工事を進めてきましたが、その他の体育施設においても老朽化が進んでおり、引き続き計画的な改修や修繕を行う必要があります。

また、指定管理者と連携し、幅広い年齢層のニーズを捉え、体育施設利用の促進に努めていく必要があります。

施策の方向性

- 各施設の現状を的確に把握し、安全・安心に利用できるよう維持管理に努めます。
- 指定管理者との連携を強化し、民間活力を活用した施設管理・運営を図ります。

主な取組

- 各施設の現状を的確に把握し、計画的な改修を行うことにより、各体育施設の適切な維持管理に努めます。
- 指定管理者との連携を強化し、体育施設の適切な維持管理を行うことによる利用者サービスの向上と指定管理者の民間活力を活用した効率的な運営を図り、体育施設の利用を促進します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
総合公園運動施設及び町体育施設利用件数	27,671件	31,000件	適切な維持管理や施設整備などの明確な指標となるもので、実績値に基づき、現状値から約12%増（毎年約2%増）を見込んだ数値を設定しました。
体育施設利用者数	128,717人	145,000人	実績値に基づき、施設稼働能力や指定管理者による自主事業などの増加見込みを踏まえて、現実的かつ向上を目指す水準として設定しました。

基本目標Ⅶ

文化資源の保存継承と郷土を愛する心の育成

【施 策】

- 1 文化財保存活用事業の推進
- 2 資料館による学習機会の充実と住民との協働事業の推進
- 3 学校教育との連携による「ふるさと学*」の推進
- 4 史跡かまくらかいどうかみつみち鎌倉街道上道の保存活用

基本目標Ⅶ 文化資源の保存継承と郷土を愛する心の育成

施策1 文化財保存活用事業の推進

現状と課題

毛呂山町には、先人から受け継がれてきた文化資源が豊富に残されています。原始古代から中世にかけての人々の営みを大地に刻む埋蔵文化財や古代に花開いた山間の仏教文化、中世の毛呂郷の領主・毛呂氏の活躍を示す史跡や寺社、中世の武士の姿を彷彿とさせる流鏝馬、中世の主要道の一つ・鎌倉街道^{かまくらかいどうかみつみち}上道など、毛呂山町だけではなく、埼玉県を代表する文化財が数多く存在します。特に貴重な資料は、文化財調査を行い、指定文化財として特別に保護しています。また、文化財は、誰もが親しむことができる国民共有財産であることから、文化財を活用して文化財保護意識の高揚と啓発に努めています。

一方で、文化財を取り巻く環境は地球温暖化や少子高齢化といった自然環境、社会的要因により、保存と継承が大きな課題となっています。また、無指定の資料や風習など、有形無形の文化遺産の価値付けができておらず、面的な活用に向けた基礎調査が必要です。

施策の方向性

- 文化財調査を進め、貴重な資料の保存に努めるとともに、随時パトロールを行い、毀損、滅失を防ぎます。
- 文化財保護体制を整備し、とくに開発との調整が必要な埋蔵文化財の保護を図ります。
- 少子高齢化の影響を受けやすい流鏝馬や獅子舞、お囃子の無形民俗文化財の保存団体の支援を行います。
- 指定文化財だけではなく、無指定の文化財、自然、風習を総合的に把握し、毛呂山町の文化的特徴や価値を明らかにすることで、学習での活用、観光資源としての活用を図ります。

主な取組

- 文化財調査及び文化財パトロールを実施します。
- 埋蔵文化財の調査及び調査報告書を刊行します。
- 無形民俗文化財保存団体への補助金の交付と（仮）伝統文化子ども教室による無形民俗文化財の後継者育成事業を実施します。
- 「文化財保存活用地域計画」作成のための基礎的調査を実施します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行	39集	45集	埋蔵文化財報告書を継続的に刊行し、発掘調査を行った埋蔵文化財の活用を進めるため、年間1冊の刊行を目標値として設定しました。

基本目標Ⅶ 文化資源の保存継承と郷土を愛する心の育成

施策2 資料館による学習機会の充実と住民との協働事業の推進

現状と課題

歴史民俗資料館では、毛呂山町の歴史文化に関係のある貴重な資料を収集・保管し、調査研究を行い、展示や講座・教室での活用を通して、学習の機会を提供しています。

歴史民俗資料館が提供する事業の多くは、資料館サポーターや技術伝承、普及啓発事業に取り組むサークルなど、地域住民との協働により行っており、学習成果を他者の学びのために生かし、事業にスタッフとして参加することそのものが、地域への貢献となっています。

一方で、サポーターの固定化が課題となっていることから、組織的な活動が期待される学生ボランティアの受け入れや青少年育成団体との連携など門戸を広げることが必要です。

資料の保存管理については、環境保全を図るため、これまで実施してきた史料保存のための燻蒸作業ができなくなる可能性があり、有害生物を寄せ付けない環境管理を研究する必要があります。

施策の方向性

- 収集した資料を保管し、調査研究を行います。
- 燻蒸に頼らない資料保存の方策を研究します。
- 調査研究の成果を展示事業や講座・教室に生かし、学習機会の充実を図ります。
- あらゆる学習活動において、資料館サポーターや資料館サークルとの協働による事業に取り組めます。
- 大学生ボランティアの受け入れや青少年育成団体との連携を進めます。

主な取組

- 収蔵資料の整理とデータベース化を進め、保存管理を徹底します。
- 燻蒸に頼らない資料の保存管理に取り組めます。
- 特別展示、企画展など展示事業を行い収蔵資料を中心に公開します。
- 本町の歴史民俗に関する講座、体験教室を開催します。
- 町民との協働による事業を実施し、技術伝承に取り組めます。
- 青少年育成団体と連携して、歴史ジュニアガイドを養成します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
文化財保護ボランティアの活動満足度	80%	95%	事業を協働で行うボランティアスタッフの参加満足度の向上を図り、ボランティア参加を促進するため、アンケートで大変満足、満足と答えた割合を目標値として設定しました。
歴史ジュニアガイドの登録数	0人	10人	郷土の歴史文化を学び、郷土の宝について発信することができる子どもたちを育成するため、目標値として設定しました。

基本目標Ⅶ 文化資源の保存継承と郷土を愛する心の育成

施策3 学校教育との連携による「ふるさと学*」の推進

現状と課題

町立小・中学校と歴史民俗資料館は、単元の目標や学習内容の情報交換を行いながら、連携して郷土学習に取り組んでいます。主に夏季休業期間を利用して、小・中学生は社会科の自由研究に取り組み、学習成果は、小・中学校社会科研究展や社会科研究発表会で公開されています。

毛呂山町では、郷土学習が将来を担う児童生徒にとって重要であり、学習で得られた郷土愛や誇り、愛着がまちづくりにつながるものと期待しています。

これまでも学校教育との連携により歴史民俗資料館や郷土資料を活用した学習活動が行われてきました。今後は、小中一貫教育*の中で、「知ること」「考えること」「人と関わること」「伝える・発信すること」を中心に体系的に学ぶ郷土学習を「ふるさと学*」と位置づけ、歴史・文化を伝え、継承する人材育成に取り組む必要があります。

施策の方向性

- ふるさと学*を施策として進めることで、目標を明確にします。
- 学習活動の効果的な方法を、学校教育と連携し確立していきます。
- 毛呂山町の歴史・文化の魅力に触れる体験型の学習を重視し、積極的に実物資料を活用します。

主な取組

- 学校教育と連携して「ふるさと学*」を町内全校が取り組む体系的な郷土学習に位置づけます。
- 小・中学校社会科研究展、社会科研究発表会の充実を図ります。
- 児童生徒が、タブレット端末で能動的な学習ができる教材づくりを行い、図書館と連携して電子図書館での公開を進めます。
- 学習の成果を評価し、公開・活用に努めます。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
小・中学校の郷土学習の回数	15回	20回	現在町内小・中学校と連携して実施している郷土学習の授業に加え、やぶさめ、毛呂氏、鎌倉街道について学ぶ授業の定着を目指し、目標値を設定しました。

基本目標Ⅶ 文化資源の保存継承と郷土を愛する心の育成

施策4

史跡鎌倉街道上道かまくらかいどうかみつみちの保存活用

現状と課題

令和4年11月に毛呂山町で初となる国の史跡指定を受けました史跡鎌倉街道上道かまくらかいどうかみつみちは、街道跡だけではなく、中世の関連遺跡群が一体的な空間を構成する点が評価されました。指定を受けて以後、これまで以上に史跡の価値を共有するための教育普及事業に取り組んでいます。また、史跡の確実な保存と活用のバランスを図るため、保存管理と整備活用の方針を定める保存活用計画を策定しています。現在、本町が地権者に代わって管理団体に指定されていますが、一元的な管理とマネージメントを行うための公有化を進めます。

史跡鎌倉街道上道かまくらかいどうかみつみちは、保存状態の良好な中世の遺跡群ですが、里山景観の中に位置するという独特の環境にあります。史跡の保存活用については、調査や整備は専門的な見地から、行政が責任をもって進める必要がありますが、日常的な管理や運営は、町民との協働で行うエコミュージアム*を目指します。

施策の方向性

- 公有化によって一元的に管理を行います。
- 史跡の毀損が生じないように保存管理を徹底します。
- 今後保護を要する区域については、追加指定を検討します。
- 史跡の学習環境に配慮します。
- 保存活用計画に続き、整備に向けた計画の策定に取り組みます。
- 広く史跡に親しむことができ、周知できるイベントを実施します。

主な取組

- 教育普及事業として、展示事業とシンポジウムを継続します。
- 常設展示の史跡のコーナーを充実させ、ガイダンス機能を高めます。
- 簡易的な説明板などを設置し、見学者のための学習環境を整えます。
- ボランティアガイドによる鎌倉街道ガイドツアーの充実を図ります。
- 学術調査を継続し、未解明部分を明らかにします。
- 文化財景観保全事業と美化活動を継続し、史跡の保全に努めます。
- 保存活用計画をもとに、エコミュージアム*構想及び整備基本計画の策定を検討します。
- 鎌倉街道健幸ウォークを開催します。

目標指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
鎌倉街道ガイドツアーの利用者数	98人	200人	史跡鎌倉街道上道 <small>かまくらかいどうかみつみち</small> を広く普及するため、ガイドボランティア利用者の増加を目標値として設定しました。

資料

文中の*で記した用語の解説

五十音順

用語	説明
ICT環境	教育活動を支援するために、コンピュータやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術（ICT）を活用できる体制や設備のこと。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態であることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
AIドリル	児童生徒の学習進度に応じて、問題を出題することで、個別最適な学びを提供できるソフトのこと。
エコミュージアム	エコロジー（Ecology・生態学）とミュージアム（Museum・博物館）を結び付けた造語。従来の博物館のように建物で完結せず、一定の地域に残る歴史、自然、文化的な遺産を展示物に位置づけ、野外博物館としてとらえる考え方で、1980年代にICOM（国際博物館会議）の元会長アンリ・リヴェールらによって広く知られるようになる。
LGBTQ+	レズビアン（女性同姓愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）、Xジェンダー（性別を男女に限定しない人）、アロマンティック（他者に対して恋愛感情を抱かない人）、アセクシュアル（他者に対して性的な感情を抱かない人）、パンセクシュアル（性別に関係なく恋愛感情を抱く人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。
学校運営協議会	地域の人々が学校運営に意見を述べたり、方針の決定に関わったりするための協議会。
学校応援団	保護者や地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する組織のこと。
GIGAスクール構想	児童生徒1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを学校に整備し、教育の質を向上させるための文部科学省の取組のこと。
キッズチャレンジ事業	次世代を担う子どもたちに対して、多様な体験の機会を提供することにより挑戦する力や想像力を伸ばし、子どもたちの豊かな人間性の育成に資することを目的とします。子どもと大人と一緒に遊び・学ぶことで、地域社会とのつながりを深め、子どもたちのコミュニケーション能力の向上や子供と大人の絆の構築を図る事業。
キャリア教育	望ましい勤労観、職業観及び職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
ゲストティーチャー	学校の授業や地域活動などに招聘される、専門的な知識や経験をもつ地域住民の指導者。
合理的配慮	障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
コミュニティ・スクール	保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民と学校が連携・協働して学校運営に参画する仕組みのこと。地域とともにある学校づくりを目指し、学校と地域が一体となって特色ある学校づくりを進めることを目的としている。
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況。
参加体験型学習	学習者が、ロールプレイ、シミュレーション、ディスカッションなどの様々な活動に「参加する」ことをとおして「主体的に学んでいく」ことをめざした学習方法。
時間外在校等時間	在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間。 （在校等時間とは学校への到着から退出までの時間（在校時間）から、自己研鑽や休憩時間を除いた、正規の勤務時間内外の学校活動や研修などに従事した実質的な時間）

用語	説明
人生100年時代	ロンドン・ビジネス・スクールの教授が著者の中で提唱した言葉。寿命の長期化によって先進国の2007年（平成19年）生まれの2人に1人が103歳まで生きる人生100年時代が到来するとされている。
小中一貫教育	小・中学校の教職員が共通の目標を共有し、義務教育9年間を貫いて編成する教育内容や指導方法によって実現する「教育をするための方策」のこと。
スクールカウンセラー	学校現場において教職員や児童生徒、保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながらサポートする専門家。
スクールガード	児童の保護者や地域住民が子どもたちの登下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールなどを行う学校安全ボランティア。
スクールソーシャルワーカー	学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関などとのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子ども及びその保護者に支援を行い、問題の解決を図る専門家。
地域学校協働活動	地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
地域学校協働活動推進員	地域学校協働活動のコーディネーター役。主に地域と学校との連絡調整を行う。
中学生学力アップ教室	中学校の余裕教室を活用し、生徒の学びの場とする取組。自主的な学習経験を通し、学習の習慣化と基礎学力の定着を目指す。
超スマート社会（Society 5.0）	サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。
デジタルトランスフォーメーション（DX）	デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり、効率化されたりし、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。
特別支援教育コーディネーター	学校内の関係者や外部との連絡調整、保護者への相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役など様々な役割を担う連絡調整役。
のびよ毛呂山っ子	教育委員会で作成した家庭教育の手引き。
PDCAサイクル	企画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）の4段階を繰り返すマネジメントサイクルのこと。
ふるさと学	毛呂山町を代表する文化資源であるやぶさめや毛呂氏をはじめとした郷土の人物、 <small>かまくらかいどうかみつみち</small> 鎌倉街道上道などを活用し、郷土を愛する心を育成する小・中学校と連携して進める郷土学習。
ポストコロナ	世界的な新型コロナウイルス感染症感染拡大を境に価値観や行動様式転換が起き、社会に定着する期間。
未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト	町立各中学校区における小中一貫教育の円滑な推進のための基本的な考え方や指針などを示したものの。
メンタルヘルスリテラシー	精神健康の向上、精神疾患の予防、早期発見・診断、治療の継続や回復のそれぞれの土台として必要な力やスキル。

用語	説明
毛呂山町ステップアップ教室	「学習塾講師が教える」放課後余裕教室を活用した、学習塾。少人数指導を通して、児童が「できた・わかった喜び」を味わい、基礎学力の向上を目指す。
もろやま電子図書館	インターネットを通じて電子書籍などのデジタル化された出版物や資料を、パソコンやスマートフォン、タブレットなどから借りて読めるサービス。
やる気アップデー	子どもたちが地域を担う人材として、心身ともに健康で社会を生き抜いていける力を育成することを目的として、学習を振り返る時間、読書に親しみ自分を振り返る時間、地域の方々との触れ合いを通して自分に自信をもつ体験をする時間などとする、原則毎月第1日曜日に行われる町立各小・中学校での取組。
ヤングケアラー	高齢、身体上、精神上の障害又は疾病などにより援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている18歳未満の者。
幼・保・小・中	幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校をまとめて表現した言い方。
レファレンスサービス	何らかの情報（源）を求めている図書館利用者に対し、その必要とする情報ないし情報源を効率よく入手できるように図書館員が援助するサービス。

毛呂山町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和7年8月25日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、毛呂山町附属機関設置条例（令和5年毛呂山町条例第4号）第3条の規定に基づき、毛呂山町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 幼稚園、保育園、小・中学校関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 教育委員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初の会議は、教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

毛呂山町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

委員委嘱日現在

氏名	所属
村田 善忠	ときわぎこども園園長
加藤 陽子	町立保育園園長
塚越 崇	泉野小学校校長
前田 伸吾	毛呂山中学校校長
○中村 望	泉野小学校PTA会長
吉川 雅子	毛呂山中学校PTA会長
串田 功	社会教育委員
関 清隆	スポーツ推進委員委員長
内野 勝裕	文化財保護審議委員会委員長
丸木 清之	教育委員会委員
岡崎 真理	教育委員会委員
瀬山 亜佳子	教育委員会委員
◎寄崎 順子	教育委員会委員

◎印は委員長、○印は副委員長、敬称略

第4期 毛呂山町教育振興基本計画
令和8年3月策定

発行 毛呂山町教育委員会

編集 毛呂山町教育委員会教育総務課

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

電話 049-295-2112 (代) FAX 049-295-3939

URL <https://www.town.moroyama.saitama.jp>

